

(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

本号で公布された
法令のあらまし

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき餌料添加物を定める件の一部を改正する件(農林水産六七八)(同六七九)
- 飼料の公定規格の一部を改正する件
- 法務省組織令の一部を改正する政令(一八六)
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(一八七)
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令(一八八)
- 国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一八九)
- 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令(一九〇)

〔省令〕

- 三 元 五 四 三 三 二
- 地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令(法務三二)
- 国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令(財務五〇)
- 飼料及び餌料添加物の成分規格等に関する省令(農林水産二三)
- 法務省組織令の一部を改正する政令(一八六)
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(一八七)
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する件(農林水産六七八)(同六七九)
- 肥料を登録した件(農林水産六八〇、六八一)
- 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和七管理年度における漁業法第十一条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(同六八二)

〔政令〕

- 四 二 三 四 三 三 二
- 貸金業法第三十三条规定による日本貸金業協会からの届出に関する公示(金融庁)
- 貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程の変更認可に関する公示(同)
- 国家試験
- 令和七年司法試験の試験場(司法試験委員会)
- 令和七年司法試験予備試験の試験場(同)
- 令和七年度歯科医師国家試験予備試験の施行(厚生労働省)
- 令和六年度情報処理技術者試験合格者(経済産業省)

〔官房報告〕

- 四 二 三 四 三 三 二
- 1 出入国在留管理局出入国管理部審判課の所掌事務を変更することとした。(本則関係)
- 2 この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(令和七年五月一五日)から施行することとした。

〔官房事項〕

- 四 二 三 四 三 三 二
- 1 司法書士等が取引時確認しなければならない業務から、刑事手続に係る帰國等保証金の納付についての代理等に係る業務を除くこととした。(第八条関係)
- 2 この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(令和七年五月一日)から施行することとした。

〔犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一八七号)(警察庁)〕

〔船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令(政令第一九〇号)(国土交通省)〕

- 1 船舶安全法第四条第一項の規定を当分の間適用しない船舶の範囲から、沿海区域を航行区域とする旅客定員を有する船舶等を除くこととした。(本則関係)
- 2 この政令は、令和七年六月一日から施行することとした。

〔船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令(政令第一九〇号)(国土交通省)〕

- 1 国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一八九号)(財務省)
- 2 この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる没取金に、同法による改訂後の刑事訴訟法の規定による没取金を加えることとした。(第三条関係)

- 2 この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(令和七年五月一五日)から施行することとした。

- 1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二八号)の一部の施行に伴い、一定の事由が生じた後直ちに釈放すべき事由として、刑事訴訟法(昭和二三年法律第一三一号)第四九四条の五の規定により拘置されている者の拘置の期間の満了を定めることとした。(第三条関係)

政

令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎
法務大臣臨時代理 伊藤 忠彦

財務大臣 加藤 勝信

令和七年五月一日
御名 御璽

内閣総理大臣 石破 茂

令和七年五月一日
御名 御璽

内閣総理大臣 石破 茂

政令第一百八十六号
法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一號を加える。

八 入管法第六十三条の二第一項の規定による出国制限対象者（同項に規定する出国制限対象者をいう。）に対する条件の付与に関すること。

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

法務大臣臨時代理

国務大臣 伊藤 忠彦

内閣総理大臣 石破 茂

茂

政令第一百八十八号
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第一百七十三条（同法第二百三十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第二百九十二条）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「及び第二百八十九条第一項」及び「及び第二百八十四条第一項」を削り、同条第一号中「第五号」を「第五号若しくは」に、「若しくは第三号（被勾留者）」を「に掲げる者又は同項第三号に掲げる者（被勾留者）」に改め、「又は第二十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる者を削り、同条第二号中「者に」を「者又は同法第四百九十四条の五の規定により拘置されている者に」に、「留置の」を「留置又は拘置の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第二百八十四条第一項に規定する政令で定める事由は、次のとおりとする。
一 法第二十五条第二項各号に掲げる者について、前項第一号に規定する指揮又は通知を受けたこと。

二 前項第二号に規定する者（刑事訴訟法第四百九十四条の五の規定により拘置されている者を除く。）について、あらかじめ定められた留置の期間が満了したこと。

3 法第一百八十九条第一項において準用する法第七十三条に規定する政令で定める事由は、裁判官の釈放の指揮を受けたこととする。

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

令和七年五月一日
御名 御璽

政令第一百八十七号
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「若しくは監督保証金」を「監督保証金若しくは帰国等保証金」に改める。

この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

令和七年五月一日

内閣総理大臣 石破 茂
法務大臣臨時代理 伊藤 忠彦
國務大臣 中野 洋昌

この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百八十九号

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改定する。

第三条第四号を次のように改める。

四 次に掲げる刑事訴訟法の規定による没取金

イ 刑事訴訟法第九十六条第二項、第三項、第五項、第六項本文若しくは第七項、第九十八条の

八第二項、第九十八条の十第三項又は第九十八条の十一の規定

ロ 刑事訴訟法第三百四十二条の七第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四百八十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十二条の八第二項の規定（同法第四百四条（同法第四百一十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。

ハ 刑事訴訟法三百四十五条の三において準用する同法第三百四十二条の七第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四百九十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十二条の八第二項の規定（同法第四百一十四条において準用する場合を含む。）

四項（これららの規定を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。）において準用する場合を含む。

附 則

二 刑事訴訟法第四百九十四条の四において読み替えて準用する同法第三百四十二条の七第三項又は第四項の規定

三 刑事訴訟法第三百四十五条の三において準用する同法第三百四十二条の七第三項又は第四項（これららの規定を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。）において準用する場合を含む。

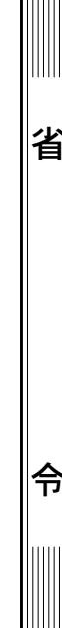
附 則

四 四項（これららの規定を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。）において準用する場合を含む。

五 四項（これららの規定を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。）において準用する場合を含む。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

令



○法務省令第三十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

令和七年五月一日

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定とし、これを加える。

改 正 後

改 正 前

法務大臣臨時代理
國務大臣 伊藤 忠彦（首席審査官の職務）
第七条 首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。一 外国人の上陸の許可に關すること（第十六号及び第二十八号に掲げる事務を除く。）
二十七 [二十九]二十六 [二十九]二十六 略

二十七 [二十九]二十六 [二十九]二十六 入管法第六十三条の二第一項の規定による出国制限対象者（同項に規定する出国制限対象者をいう。）に対する条件の付与及び同項の出国制限対象者条件指定書の交付に関すること

二十八 [二十九]二十八 [二十九]二十八 略

二十七 [二十九]二十七 [二十九]二十七 同上

御名 御璽

令和七年五月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百九十号

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令
内閣は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ八及び第三十二条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。
この政令を制定する。船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号から第四号までの規定中「旅客船」を「旅客定員を有するもの」に改める。

附 則

（施行期日）

この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

改正前の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当する船舶であつて、改正後の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当しないものについては、この政令の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査又は同項第二号の中間検査を受けるまでの間は、同法第四条第二項の規定は、適用しない。

国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

2 地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分 担 事 務
札幌出入国在留管 理局	審査第一担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
仙台出入国在留管 理局	審査第二担当	前項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十七号まで、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
東京出入国在留管 理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
東京出入国在留管 理局	審査第二担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第六号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
オンライン審 査担当	審査管理担当	一 前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当

2 地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分 担 事 務
札幌出入国在留管 理局	審査第一担当	前項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
仙台出入国在留管 理局	審査第二担当	前項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十七号まで、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
東京出入国在留管 理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
東京出入国在留管 理局	審査第二担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第六号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
オンライン審 査担当	審査管理担当	一 前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当

					在留調査担当
就労審査第三 担当	就労審査第一 担当	就労審査第一 担当	在留支援担当		<p>一 前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十五号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十六号に掲げる事務</p> <p>二 前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げ る事務</p>
特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十 八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲 げる事務	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人につい て、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分 担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当 が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取 消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	一 前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二 前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げ る事務		<p>一 前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第三項の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十四号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲 げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十五号に掲げる事務</p> <p>二 前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げ る事務</p>

					在留調査担当
就労審査第三 担当	就労審査第一 担当	就労審査第一 担当	在留支援担当		<p>一 前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第三項の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十四号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲 げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十五号に掲げる事務</p> <p>二 前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げ る事務</p>
特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十 八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲 げる事務	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人につい て、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分 担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当 が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取 消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	一 前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二 前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げ る事務		<p>一 前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第三項の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十四号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲 げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十五号に掲げる事務</p> <p>二 前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げ る事務</p>

					留学審査担当
審判担当	違反審査担当	難民調査第一担当及び難民調査第二担当	在留資格取消担当	永住審査担当	研修・短期滞在審査担当
違反審査担当	前項第二十号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務並びに同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する同項第九号及び第三十八号に掲げる事務	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務を除く。）に掲げる事務

留学審査担当	研修・短期滞在審査担当	在留資格取消担当	永住審査担当	在留資格取消担当	担当	難民調査第一担当及び難民調査第二担当	違反審査担当	審判担当
留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	在留資格取消担当	永住審査担当	在留資格取消担当	担当	難民調査第一担当及び難民調査第二担当	違反審査担当	審判担当
前項第二十号から第二十六号まで、第二十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事務	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十七号に掲げる事務	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務	前項第二十七号、第二十八号及び第三十三号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務					

難民審判担当	前項第三十一号に掲げる事務並びに審査請求に関する事務
情報管理担当	同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
実態調査担当	前項第三十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
審査管理担当	前項第三十六号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号に掲げる事務
名古屋出入国在留管理局	前項第三号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十六号、第三十七号及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留支援担当	一 前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二 前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務

難民審判担当	前項第三十号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務
実態調査担当	前項第三十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
情報管理担当	前項第三十六号に掲げる事務
審査管理担当	前項第三十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十六号に掲げる事務
名古屋出入国在留管理局	前項第三十号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務
在留支援担当	一 前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二 前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げる事務
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十七号に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務

		広島出入国在留管 理局			情報管理担当	実態調査担当	前項第三十五号に掲げる事務
		高松出入国在留管 理局			就労・永住審 査担当	前項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務	前項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務
審查第二担当		審査第一担当	審判担当	留学・研修審 査担当	前項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務		
前項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十八号に掲げる事務		前項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十四号から第三十六号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十七号に掲げる事務	審査第一担当	留学・研修審 査担当	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号、第九号、第十二号及び第三十八号に掲げる事務	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号及び第九号、第十二号及び第三十七号に掲げる事務	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第十七号まで、第十九号及び第三十四号から第三十六号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務

		広島出入国在留管 理局			情報管理担当	実態調査担当	前項第三十四号に掲げる事務
		高松出入国在留管 理局			就労・永住審 査担当	前項第三十五号及び第三十六号に掲げる事務	前項第三十五号及び第三十六号に掲げる事務
審査第二担当		審査第一担当	審判担当	留学・研修審 査担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務		
前項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十八号に掲げる事務		前項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十四号から第三十六号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十七号に掲げる事務	審査第一担当	留学・研修審 査担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十二号、第十四号、第十五号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二十号から第三十三号までに掲げる事務	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十二号、第十四号、第十五号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二十号から第三十七号に掲げる事務	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第十七号まで、第十九号及び第三十四号から第三十六号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務

局の名称	担当区分	分担事務	審判担当	留学・研修審査担当	就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号から第十七号まで、第十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	審査管理担当
東京出入国在留管理局成田空港支局	審查管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十五号まで及び第三十八号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	〔略〕	〔支局の首席審査官の職務〕	〔略〕	〔支局の首席審査官の職務〕	〔略〕	〔略〕
第一審査担当 から第十二審査担当	第一審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	〔略〕	〔支局の首席審査官の職務〕	〔略〕	〔支局の首席審査官の職務〕	〔略〕	〔略〕

担当	情報管理担当	東京出入国在留管理局羽田空港支局担当から第七七番	東京出入国在留管理局横浜支局担当から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
審査担当	審査管理担当	東京出入国在留管理局横浜支局担当から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	第七条第一項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務
就労・永住審査担当	審査管理担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十四号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
審判担当	就労・永住審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学・研修審査担当	就労・永住審査担当	第七条第一項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
審判担当	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
審判担当	留学・研修審査担当	第七条第一項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

備考	京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所 松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 対馬出張所 鹿児島出張所	仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
別表 (第二十条関係)	名 称	位 置		
高松出入国在留管理局徳島出張所 【略】	徳島市			

別表 (第二十条関係)		名 称	位 置	当該出張所の職員で局長が指定するもの	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務
2	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
高松出入国在留管理局 小松島港出張所	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	その他の出張所	仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所 松山出張所 九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所
小松島市	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	一 第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関するることを除く。） 二 第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号までに掲げる事務を除く。） 三 第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十九号までに掲げる事務		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○財務省令第五十号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第三十二号)の施行に伴い、並びに国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条第一項の規定に基づき、及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十九条の規定を実施するため、国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

財務大臣 加藤 勝信

(国債の発行等に関する省令の一部改正)

第一条 国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

(入札発行)

第五条 [略]

3 2 入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者(法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、国債の入札への参加を認めることができない)と認められる者以外の者に限る。)でなければならぬ。

一 第八項第一号から第三号までに規定する入札の方法 銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。)に限る)、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者

二 第八項第四号から第六号までに規定する入札の方法 国債市場特別参加者
[4 11 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(政府資金調達事務取扱規則の一部改正)

第二条 政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

(入札発行)

第五条 [略]

3 2 入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者(法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、政府短期証券の入札への参加を認めることができない)と認められる者以外の者に限る。)でなければならぬ。

一 第八項第一号に規定する入札の方法 銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)に限る)、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者

二 第八項第四号から第六号に規定する入札の方法 国債市場特別参加者
[4 11 同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(政府資金調達事務取扱規則の一部改正)

第二条 政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

前

(入札発行)

第五条 [同上]

3 2 同上

一 第八項第一号に規定する入札の方法 銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)に限る)、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者

同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人的うち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者

二 【略】

〔4～11 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国債の金利スワップ取引に関する省令の一部改正）

第三条 国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後	
（基本的な契約の締結）				

第三条 【略】

2 国債の金利スワップ取引の相手方となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、当該取引の相手方となることが適当でないと認められる者以外の者に限る）のうち、当該取引に係る債務を履行する能力について、一定水準以上の信用力を有すると財務大臣が認める者でなければならない。

一 【略】

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第二十八条第一項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）若しくは銀行業を営む者のうち、国債の金利スワップ取引に類似する取引についての実績を相当程度有していると認められる者（前号に掲げる者を除く。）

〔3・4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十三号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

農林水産大臣 江藤 拓

	改	正	後

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

（1）飼料一般の成分規格

アーナ（略）

	改	正	後

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

（1）飼料一般の成分規格

アーナ（略）

〔4～11 同上〕

二 【略】

立行政法人のうち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者

二 (ア) 牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、
飼料添加物であるカシューナッツ殻液を含んではならない。

(イ) 牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中のカシュー
ナッツ殻液の含有量は、カシューナッツ殻液として0.1%以下でなければならない。

(2)～(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(エ) (略)

(オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)及びコの(ア)、(2)のエからカまで、(2)
のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼
料にあつては、対象家畜等

(カ)～(サ) (略)

(注) (略)

ウ (略)

2～6 (略)

別表第2（第2条関係）

1～6 (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標
準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法
及びベルトラン糖類定量表の規定

(1) (略)

(2) 試薬・試液
(略)

亜鉛（標準試薬）～ベンゼン、残留農薬試験用 (略)

6—(8, 11—ペントデカジエニル) サリチル酸 C₂₂H₃₂O₃

含量 75%以上

定量法 本品約5mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、5mLの全量フラスコに
入れ、アセトニトリルを加えて溶かし、標線までアセトニトリルを加えて5mLとし、
試料溶液とする。この溶液20μLにつき、次の操作条件で液体クロマトグラフ法によ
り試験を行う。試料溶液注入後、0～25分の間に現れる全ての成分のピーク面積の総
和を100とし、それに対する主ピークの面積百分率を求め、含量とする。

操作条件

検出器：荷電化粒子検出器

カラム：内径4.6mm、長さ150mmのステンレス管に粒径5μmの液体クロマトグラフ
用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

カラム温度：25°C付近の一定温度

移動相：液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水・酢酸混液(80:20:1)

流量：毎分約2.0mL

6—(8, 11, 14—ペントデカトリエニル) サリチル酸 C₂₂H₃₆O₃

含量 85%以上

定量法 6—(8, 11—ペントデカジエニル) サリチル酸の定量法を準用する。

(新設)

(2)～(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(エ) (略)

(オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)及びコの(ア)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲
げる表並びに(2)のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつ
ては、対象家畜等

(カ)～(サ) (略)

(注) (略)

ウ (略)

2～6 (略)

別表第2（第2条関係）

1～6 (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標
準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法
及びベルトラン糖類定量表の規定

(1) (略)

(2) 試薬・試液
(略)

亜鉛（標準試薬）～ベンゼン、残留農薬試験用 (略)

(新設)

6—(8—ペントデセニル) サリチル酸 C₂₂H₃₄O₃含量 80%以上定量法 6—(8, 11—ペントデカジエニル) サリチル酸の定量法を準用する。ホウ酸～レゾルシン (略)

(3)～(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(38) (略)

(39) カシューナツツ殻液ア 製造用原体(ア) 成分規格含量 本品は、定量するとき、アナカルド酸 (6—(8, 11—ペントデカジエニル) サリチル酸、6—(8, 11, 14—ペントデカトリエニル) サリチル酸及び6—(8—ペントデセニル) サリチル酸の総和) を59%以上含む。物理的・化学的性質 本品は、茶色～黒褐色の粘性の油液である。確認試験 定量法により調製した試料溶液及び標準液 5 μLにつき、定量法の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液及び標準液から得た 6—(8, 11—ペントデカジエニル) サリチル酸、6—(8, 11, 14—ペントデカトリエニル) サリチル酸及び6—(8—ペントデセニル) サリチル酸の各成分のピークにかかる保持時間は一致する。純度試験

- ① 鉛 本品2.5 g (2.45～2.54 g) を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第1法）により鉛の試験を行うとき、その量は4 μg/g 以下でなければならない。
- ② ヒ素 本品0.5 g (0.45～0.54 g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くはならない (4 μg/g 以下)。

水分 10%以下 (直接滴定)定量法 本品約0.15 g を0.001 g の枠まで量り、その数値を記録し、遠心沈殿管に入れ、全量ピペットを用いて酢酸エチル10mLを加えて溶かし、1分間激しく攪拌する。その後、30分間静置し、上澄液をメンブランフィルター (0.45 μm) を用いてろ過し、ろ液 2 mLを全量ピペットを用いて量り、20mLの全量フラスコに入れ、標線まで酢酸エチルを加えて試料溶液とする。この溶液 5 μLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから 6—(8, 11—ペントデカジエニル) サリチル酸、6—(8, 11, 14—ペントデカトリエニル) サリチル酸及び6—(8—ペントデセニル) サリチル酸の各ピーク面積を測定し、別に求める検量線によりそれぞれの濃度を求め、次式により含量を算出する。

$$S_1 = C_1 \times (f_1 / 100) \times 0.01 / W$$

$$S_2 = C_2 \times (f_2 / 100) \times 0.01 / W$$

$$S_3 = C_3 \times (f_3 / 100) \times 0.01 / W$$

$$\text{アナカルド酸の含量 (\%)} = S_1 + S_2 + S_3$$

$$S_1 : 6—(8, 11—ペントデカジエニル) サリチル酸の含量 (\%)$$

$$S_2 : 6—(8, 11, 14—ペントデカトリエニル) サリチル酸の含量 (\%)$$

$$S_3 : 6—(8—ペントデセニル) サリチル酸の含量 (\%)$$

$$C_1 : \text{検量線から求めた試料中の } 6—(8, 11—ペントデカジエニル) \text{ サリチル酸の濃度 } (\mu\text{g/mL})$$

(新設)

ホウ酸～レゾルシン (略)

(3)～(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(38) (略)

(新設)

C₂ : 検量線から求めた試料中の6-(8, 11, 14-ペニタデカトリエニル)サリチル酸の濃度(μg/mL)
C₃ : 検量線から求めた試料中の6-(8-ペニタデセニル)サリチル酸の濃度(μg/mL)
f₁ : 6-(8, 11-ペニタデカジエニル)サリチル酸標準品の純度(%)
f₂ : 6-(8, 11, 14-ペニタデカトリエニル)サリチル酸標準品の純度(%)
f₃ : 6-(8-ペニタデセニル)サリチル酸標準品の純度(%)
W : 試料採取量(g)

操作条件

検出器: 紫外吸光光度計(測定波長: 280nm)

カラム: 内径4mm、長さ75mmのステンレス管に粒径3μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

カラム温度: 25°C付近の一定温度

移動相: 液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水・酢酸混液(80:20:1)

流量: 每分約2mL

カラムの選定: 6-(8, 11-ペニタデカジエニル)サリチル酸標準品及び6-(8-ペニタデセニル)サリチル酸標準品10mg(9.5~10.4mg)ずつを酢酸エチルに溶かし、10mLの全量フラスコに入れ、更に酢酸エチルを標線まで加えて10mLとする。この溶液5μLにつき、上記の条件で操作するととき、6-(8, 11-ペニタデカジエニル)サリチル酸、6-(8-ペニタデセニル)サリチル酸の順に溶出し、その分離度が11以上のものを用いる。

検量線の作成

6-(8, 11-ペニタデカジエニル)サリチル酸標準品10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、10mLの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mLとし、6-(8, 11-ペニタデカジエニル)サリチル酸標準原液とする。この標準原液の一定量に酢酸エチルを加え、1mL中に50μg、100μg、250μg及び500μgを含有するように正確に希釈し、標準液とする。標準液5μLにつき、以下試料溶液の場合と同様に液体クロマトグラ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから6-(8, 11-ペニタデカジエニル)サリチル酸のピーク面積を求めて検量線を作成する。

別に、6-(8, 11, 14-ペニタデカトリエニル)サリチル酸及び6-(8-ペニタデセニル)サリチル酸標準品それぞれ10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、それぞれ10mLの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mLとし、6-(8, 11, 14-ペニタデカトリエニル)サリチル酸標準原液及び6-(8-ペニタデセニル)サリチル酸標準液とする。以下6-(8, 11-ペニタデカジエニル)サリチル酸標準原液と同様に操作し、検量線を作成する。

(イ) 製造の方法の基準

カシューナツ殻を加温せずに圧搾し、ろ過して製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸マンガン、硫酸ヒドリジン)、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)及びリン酸二水素ナトリウム(結晶)並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤	硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸マンガニン、硫酸ヒドリジン)、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)及びリン酸二水素ナトリウム(結晶)並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤
--	--

○農林水産省告示第六百七十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第二十五号)第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格(昭和五十一年農林省告示第七百五十六号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

正令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 備考	正 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)	後 フイターゼの種類	算出方法	改 備考	正 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)	前 フイターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(144) フイターゼ(その1)	(略)	同(144) フイターゼ(その2の(1))	(略)	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(143) フイターゼ(その1)	(略)	同(143) フイターゼ(その2の(1))	(略)
同(144) フイターゼ(その2の(2))	(略)	同(144) フイターゼ(その2の(3))	(略)	同(143) フイターゼ(その2の(2))	(略)	同(143) フイターゼ(その2の(3))	(略)
同(144) フイターゼ(その2の(4))	(略)	同(144) フイターゼ(その2の(5))	(略)	同(143) フイターゼ(その2の(4))	(略)	同(143) フイターゼ(その2の(5))	(略)
同(144) フイターゼ(その2の(6))	(略)	同(144) フイターゼ(その2の(7))	(略)	同(143) フイターゼ(その2の(6))	(略)	同(143) フイターゼ(その2の(7))	(略)
3・4 (略)				3・4 (略)			

そ の 他 告 示

(号外第 98 号)

○外務省告示第百六十二号

日本国政府は、令和七年一月二十九日にパリで、「第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定」に署名した。同協定は、その第十二条の1の規定に従い、令和七年三月一日に効力を生じた。

同協定の締約者は、令和七年三月一日現在次のとおりである。

フランス共和国、日本国、スイス連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正

(訳文)

第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定

この枠組協定の締約者は、エネルギーの需要が世界的な規模で増大することが予測されること並びに革新的な技術及び燃料の開發及び利用が将来の世界全体のエネルギーの需要を持続可能な様で満たすことに貢献することができるとを考慮し、進歩的な次世代の原子力システムの開発について多くの国による研究及び開発に関する協力が、これらのシステムの実現に向けての進歩に資することを考慮し、この枠組協定(第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定)を

通じ、「第四世代システム」と称する次世代の原子力システムについての研究及び開発に関する国際協力のための基礎を提供してきた第四世代国際フォーラム(以下「G I F」という)の活動を継続することを希望し、二千五百二月二十八日にワシントンで作成された第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定(二千五十五年二月二十六日に効力を生じた第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する協定により有効期間が延長され、二千二十五年二月二十八日に当該有効期間が満了するもの)(以下「二千五年的枠組協定」という)並びに二千一年六月に署名のために開放された第四世代国際フォーラム憲章(G I Fの当初の設立に関するもの)及び二千十一年一月に署名のために開放された第四世代国際フォーラム憲章(G I Fにおける協力の延長に関するもの)(以下「G I F憲章」という)の下で行われたG I Fの從前の活動を認識し、

G I F憲章の目的は、原子力の安全、放射性廃棄物、核拡散及び公衆の認識に関する懸念に十分に対処しつつ、価格競争力を有する確実なエネルギーの供給を第四世代システムを利用する国に提供するような様で許可され、建設され、及び運転され得る(又は二以上の第四世代システムの基本構想を策定することについて、その実現を促進し、及び容易にすらための国際的な協力を継続することに関する新たな枠組みを設定することを目的とする)この枠組協定に基づく協力は、平和的目的のためにのみ、かつ、不拡散の目的及び締約者の関係する国際的な義務に従つて行うものとし、また、平等、相互の利益及び相互主義を基礎として行う。次とのおり協定した。

第一条 目的

G I Fの目的の達成を推進するために共同の決定により行うその他の活動が、国際的な研究共同体に属する産業、学術、政府及び非政府の各部門とともに、第四世代システムの実証及び利用を加速することを目的とする研究及び開発に関する協力を引き続き実施することを容易にすることを希望し、一千八百八十三年三月二十日にパリで作成された工業所有権の保護に関するパリ条約(その修正及び改正を含む)に留意して、

協力及びその成果の報告に関する指針を定期的に審査し、及びその方向性について勧告を行う活動

研究が必要とされる可能性がある分野の目録を作成し、及び定期的に見直す活動

政策グループ、専門家グループ及び事務局から成るG I F管理機構の価値を認識し、特定された第四世代システムが、ガス冷却高速炉システム、鉛冷却高速炉システム、溶融塩炉システム、ナトリウム冷却高速炉システム、超臨界水冷却炉システム及び超高温炉システムから成ることに留意し、第四世代システムの研究及び開発に関する協力であつて、G I F憲章及び二千五年の枠組協定において既に特定され、かつ、これらを通じて実施されたもの(次の協力活動を含む)を強調し、第四世代システムに関する多數国間の協力の可能性がある分野を特定する活動

第二条 協力の形態

この枠組協定に基づく協力の形態は、次のものを含むことができるが、これらに限られない。

1. この枠組協定は、G I Fの目的及び理想、すなわち、原子力の安全、放射性廃棄物、核拡散及び公衆の認識に関する懸念に十分に対処しつつ、価格競争力を有する確実なエネルギーの供給を第四世代システムを利用する国に提供するような様で許可され、建設され、及び運転され得る(又は二以上の第四世代システムの基本構想を策定することについて、その実現を促進し、及び容易にすらための国際的な協力を継続することに関する新たな枠組みを設定することを目的とする)この枠組協定に基づく協力は、平和的目的のためにのみ、かつ、不拡散の目的及び締約者の関係する国際的な義務に従つて行うものとし、また、平等、相互の利益及び相互主義を基礎として行う。

2. この枠組協定に基づく協力は、平和的目的のためにのみ、かつ、不拡散の目的及び締約者の関係する国際的な義務に従つて行うものとし、また、平等、相互の利益及び相互主義を基礎として行う。

(a) 共同の研究及び技術開発

(b) 科学技術活動並びに研究及び開発の方針及び結果に関する技術的な情報及びデータの交換

(c) 技術的な実証を行うための支援(産業界からの適当な参加者とともに行うものを含む)

(d) 共同の試験又は実験の実施

(e) 研究所、学術機関、実験施設その他の施設で実施される実験、分析、設計その他の研究開発活動への職員(科学者、技術者及び他の専門家を含む)の参加

(f) 実験、試験及び評価のための試料、資材及び設備の交換又は貸与

(g) セミナー、科学的な会議その他の会合の開催及びこれらの会合への参加

(h) 必要な実験施設の設置に対する資金的貢献

(i) 科学家及び技術専門家の訓練及び技能の向上

第三条 實施

1. 締約者は、適當な場合には、政府機関、科学アカデミー、大学、科学研究センター、研究所、民間企業及び政府間機関の間の直接の連絡及び協力の発展を奨励し、及び容易にする。

2. 各締約者は、第十二条又は第十四条に定める該当する手続に従い、第一条に規定する目的を達成するための実施機関として、当該締約者自身又はその一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体を指定する。これらの実施機関は、附屬書Aに掲げる。同附属書から附屬書Cまでは、この枠組協定の不可分の一部を成す。

G I Fが、六の最も有望な第四世代システム並びにこれらのシステムを技術的に成熟した水準にまで高めるために必要な研究及び開発を特定する「第四世代の原子力システムのための技術の行程(技術の行程に関する報告)」(二千二年十二月)を完成させ、更に二千四十年に同行程を更新したことを考慮し、かかつ、二千五年的枠組協定に合致したシステムに関する取決め、事業に関する取決め及び了解覚書に参加してきたことを考慮し、

二千五年的枠組協定の当事者の省庁、機関又は他の団体が、六の最も有望な第四世代システムに関係し、かかつ、二千五年的枠組協定に合致したシステムに関する取決め、事業に関する取決め及び了解覚書に参加してきたことを考慮し、

3 締約者は、第十一條に規定する寄託者に宛てた書面による通報により、追加的な実施機関を指定し、又は実施機関を変更するため、附属書Aの修正を提案することができる。寄託者は、修正案に係る通報をその他の締約者及びそれらの実施機関に配布する。当該修正案は、寄託者が当該通報を配布した日の後九十日の期間が満了した後に効力を生ずる。ただし、いずれの締約者又は正當に委任を受けた実施機関も、当該九十日の期間内に、当該修正案に反対する旨を寄託者に通報しなかつた場合に限る。寄託者がそのような反対の通報を受領した場合には、当該修正案は、効力を生じない。この3に規定する実施機関の追加又は変更は、第十二条9の規定に基づく手続の対象となる改正当に当たるものと解してはならない。

第四条 G I F の管理

1 締約者は、G I F憲章が、実施機関又はG I Fの活動（この枠組協定に関するものを含む。）のための管理機構を提供するものではないことを認識する。締約者は、G I F憲章が、締約者の政治的な決意を示すものではないことを理解する。

2 締約者は、この枠組協定により、政策グループ、専門家グループ及び事務局から成るG I F管理機構を設立する。政策グループは、各締約者の代表者で構成されるものとし、この枠組協定を実施するための政策を採択する。政策グループは、二千五年の枠組協定の下で開始された協力の継続を容易にするため、この枠組協定に従い、この枠組協定の効力発生の後できる限り速やかに、二千五

3 年の枠組協定の有効期間の満了の時に有効な政策に基づく最初の政策を採択するよう努める。

4 締約者は、この枠組協定の効力発生の後三年間（締約者の全会一致の書面による決定により、一回に限り一年間延長することができる。）附属書Cに掲げる国又は国際機関であつてこの枠組協定の締約者となつていないものに対し、次のことを行うよう招請することに合意する。

5 (a) 当該国又は国際機関の指定された代表者を政策グループの会合及び専門家グループの会合にオブザーバーとして出席させること。

6 (b) 政策グループが採択する政策に従い、当該国又は国際機関の指定された代表者をG I Fのその他会合にオブザーバーとして出席させること。

第五条 関係する取決め

1 締約者は、二千五年の枠組協定に基づく協力が、附属書Bに掲げるシステムに関する取決め、事業に関する取決め及び了解覚書の下で行われてきたことを認識する。締約者は、この枠組協定に定めた条件に従い、同様に協力を継続することを認める限り速やかに、次のことを行う。

2 (a) 当該締約者の実施機関が附属書Bに掲げるシステムに関する取決め及び事業に関する取決めに基づく新たな取決めに署名すること並びに適切な場合には、公的及び民間部門の団体が署名された新たな事業に関する取決めに参加することを奨励すること。

3 (b) 当該締約者の実施機関が附属書Bに掲げる了解覚書から脱落するようにすること及び当該締約者によりこれらの了解覚書に署名するものとして指定された機関がこれらとの了解覚書から脱落することを奨励すること。

(c) 当該締約者の実施機関が附属書Bに掲げる了解覚書に署名するよう努力すること。

第六条 人、設備及び資材の移動の促進及びデータの利用

4 締約者は、了解覚書が、この枠組協定に合致し、かつ、当該了解覚書とこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを明示することを確保する。

5 (a) この枠組協定に基づく協力において用いられる他の締約者の適当な人員、設備及び資材の自らの領域への移動又は自らの領域からの移動を容易にすること。

6 (b) この枠組協定に基づき実施される研究及び開発の結果得られる科学的及び技術的データの交換及び利用を容易にすること。

第七条 資源の利用可能性

7 この枠組協定に基づく各締約者の活動は、利用可能な予算、人員その他の資源の範囲内で行う。

第八条 適用される法令に基づく協力

8 各締約者は、適用される関係法令に従つて、この枠組協定に基づく協力を実施する。

第九条 情報の開示

9 この枠組協定に基づく協力の結果得られる科学的及び技術的情報については、国家の安全保障上、商業上又は産業上の理由により公衆の利用に供されないものを除き、次のとおりとする。

10 (a) 通常の経路を通じ、かつ、締約者及び参加する省庁、機関及び他の団体の通常の手続に従つて、世界の科学界の利用に供される。

11 (b) 各締約者の適用される法令に従つて、公衆の利用に供されることができる。

4 締約者は、システムに関する取決めが、次の事項について定めることを確保する。

5 実施すべき協力

G I Fの目的を実現するために実施される研究開発活動の管理

財政上の措置

財産的価値を有する関連情報の保護、利用及び開示

この枠組協定に基づく協力の過程で生じ、又は提供される知的財産の適当かつ効果的な保護及び分配並びに知的財産権に係る紛争の解決

締約者は、システムに関する取決めが、当該システムに関する取決めとこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを規定することを確保する。

締約者は、システムに関する取決めが、関係する第四世代システムの実現可能性及び性能の確立に貢献することを目的とする研究及び開発の事業に関する取決めとこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを規定することを確保する。

締約者は、次のことを確保する。

7 實施機関が、事業に関する取決めの署名者となることができる。

8 事業に関する取決めは、少なくとも、作業の範囲、経費の見積り、日程案、事業の管理に関する方針による決定であつて関連するシステム運営委員会の勧告を考慮したものにより、事業に関する取決めの署名者となることができる。

9 締約者は、事業に関する取決めが、当該事業が関係するシステムに関する取決め及びこの枠組協定に合致し、かつ、当該システムに関する取決めにより規律されることを確保する。

10 締約者は、システムに関する取決めが、当該システムに関する取決めと事業に関する取決めとが抵触する場合には、当該システムに関する取決めが優先することを規定することを確保する。締約者は、更に、事業に関する取決めが、当該事業が関係するシステムに関する取決め又は当該事業に関する取決めとこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを規定することを確保する。

11 締約者は、了解覚書が、この枠組協定に合致し、かつ、当該了解覚書とこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを明示することを確保する。

12 各締約者は、この枠組協定に基づく協力に關し、その国際的な義務及び国内法令により許容される限りにおいて、次のことを行う。

13 (a) この枠組協定に基づく協力において用いられる他の締約者の適当な人員、設備及び資材の自らの領域への移動又は自らの領域からの移動を容易にすること。

14 (b) この枠組協定に基づき実施される研究及び開発の結果得られる科学的及び技術的データの交換及び利用を容易にすること。

第十一条 紛争の解決
この枠組協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、関係締約者間の協議を通じて解決する。
事業に関する取決めの二以上の署名者の間のいかなる紛争も、事業に関する取決めにおいて特定される方法であつて、当該事業に関する取決めの関係署名者が書面により相互に同意するものに従つて解決することができる。

第十二条 寄託者

寄託者は、千九百六十九年五月二十三日にウイーンで作成された条約法に関するウイーン条約第七十七条の規定に従つて、その義務を遂行する。

2 寄託者は、この枠組協定が次条1の規定に従つて効力を生じた後、千九百四十五年六月二十六日にサンフランシスコで作成された国際連合憲章第百二条の規定に基づく登録及び公表のため、この枠組協定の認証謄本を国際連合事務総長に送付する。また、寄託者は、この枠組協定の効力を生じた改正の認証謄本も同様に送付する。

第十三条 効力発生、改正、延長及び終了

1 この枠組協定は、附属書Cに掲げる国及び国際機関による署名のために開放され、そのうち三の国又は国際機関がこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明した日（ただし、最も早い場合であつても二千二十五年三月一日とする。）に効力を生ずる。

2 この枠組協定に拘束されることについての同意は、批准、受諾若しくは承認を条件としない署名又は批准、受諾若しくは承認を条件として署名した後に行う批准書、受諾書若しくは承認書の寄託者への寄託のいずれかにより表明される。

3 附屬書Cに掲げる国又は国際機関のうち、この枠組協定の効力発生の後にこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明するものについては、この枠組協定は、批准、受諾若しくは承認を条件としない署名の日又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託者の寄託の日に効力を生ずる。ただし、4(b)の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 附屬書Cに掲げる国又は国際機関は、この枠組協定に拘束されることについての同意を表明する時に、第一条に規定する目的を達成するための実施機関として、当該国若しくは国際機関自身又はその一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体を次のとおり指定する。

(a) 当該国又は国際機関は、(b)の規定に従う場合を除くほか、実施機関として、当該国若しくは国際機関自身又はその一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体であつて附屬書Cに掲げるものを指定する。

(b) 当該国又は国際機関は、この枠組協定の効力発生の後にこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明する場合には、附屬書Cに掲げられていない実施機関を指定することを提案することができる。この場合において、寄託者は、提案された指定に係る通報を締約者及びそれらの実施機関に配布する。この枠組協定は、寄託者が当該通報を配布した日の後九十日の期間が満了した後に当該国又は国際機関について効力を生ずる。ただし、いずれの締約者又は正當に委任を受けた実施機関も、当該九十日の期間内に、当該提案された指定に反対する旨を寄託者に通報しなかつた場合に限る。寄託者がそのような反対の通報を受領した場合には、この枠組協定は、当該国又は国際機関について指定することを提案することができる。提案された実施機関が同附屬書に掲げられていない場合には、提案された指定は、同様の九十日の手続の対象となる。

5 国又は国際機関は、4(b)若しくは第三条3又はその双方に定める手続のために当該国又は国際機関に代わつて反対の通報を行うことを一の実施機関に委任する場合には、寄託者に対し、その委任を受けた実施機関を指定する書面による通報を行う。当該国又は国際機関は、この枠組協定に拘束されることについての同意をこの条の規定に従つて表明する時若しくは第十四条の規定に従つて加入書を寄託する時に、又は締約者となつた後いつでも、当該通報を行うことができる。

6 寄託者は、この枠組協定が1、3又は4の規定に従つて二以上（締約者について効力を生じた場合には、当該締約者の実施機関を含む更新された附属書Aを配布する。この6に規定する附属書の更新は、9の規定に基づく手続の対象となる改正に当たるものと解してはならない。

8 この枠組協定は、追加的な締約者については、第十四条の規定に従つて効力を生ずる。この枠組協定は、10の規定に従うことの条件として、十年間効力を有するものとし、また、次の手続に従つて、書面による合意により追加的な期間延長することができる。延長は、三の締約者が延長されたこの枠組協定に拘束されることについての同意を2に定める手続に従つて表明した日以後に延長されたこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明する締約者については、延長は、当該締約者が当該同意を表明した日に効力を生ずる。

9 この枠組協定は、締約者の全会一致の書面による合意により、いつでも改正することができる。改正は、当該改正を受諾する旨の締約者からの書面による通告のうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日目の日に全ての締約者について効力を生ずる。

10 この枠組協定は、締約者の全会一致の書面による合意により、いつでも終了することができる。終了は、当該終了を受諾する旨の締約者からの書面による通告のうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十四条 締約者の加入

1 締約者は、六箇月前に寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この枠組協定から脱退することができる。その脱退が効力を生じた後、寄託者は、脱退した締約者及びその実施機関の名称を当該通告に基づいて削除した更新された附属書Aを配布する。この1に規定する同附属書の更新は、前条9の規定に基づく手続の対象となる改正に当たるものと解してはならない。

2 締約者は、いずれかの締約者がこの枠組協定から脱退する場合には、脱退する締約者の実施機関、署名者及び指定された機関とのこの枠組協定に基づく協力を終了する意図を有する。このため、締約者は、システムに関する取決め及び事業に関する取決め並びに了解覚書が、この枠組協定から脱退する一の締約者の実施機関並びに該当する場合には他の署名者及び指定された機関について、当該一の締約者の脱退が効力を生ずる日までに当該システムに関する取決め若しくは事業に関する取決め又は了解覚書から脱退することを規定し、又は明示することを確保する。締約者は、この2に規定する状況の下で事業に関する取決めから脱退する、又は脱退した団体が、第五条7(b)に定める手続に従い、当該事業に関する取決めの署名者となることができるとの意図を有する。

第十五条 協力の継続

1 この枠組協定の下で開始された協力であつて、この枠組協定の有効期間の満了の時又はこの枠組協定の終了の時に完了していないものは、締約者の書面による決定により、この枠組協定に従つて完了するまで継続することができる。

2 二千五百年の枠組協定の下で開始された協力であつて、二千五年的枠組協定の有効期間が満了する二千二十五年二月二十八日に完了していないものについては、次のとおりとする。
(b) 締約者は、二千五年の枠組協定の下で当該協力を継続する意図を有しない。

有する。

(c) 第五条7(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する協力には、附属書Bに掲げる事業に関する取決め及び了解覚書のそれぞれについて、附属書Cに掲げる国又は国際機関であつてこの枠組協定の締約者となつていらないものの団体との協力の継続が含まれることが意図される。ただし、当該団体が次のいずれかに該当する場合に限る。		
i 二千五年の枠組協定の有効期間の満了の時に、附属書Bに掲げる当該事業に関する取決め又は了解覚書の署名者である団体		
ii 附属書Cに掲げる当該国又は国際機関の予定される実施機関(iに規定する団体を除く)であつて、政策グループのコンセンサス方式による決定により承認されるもの		
当該事業に関する取決め及び了解覚書への参加は、政策グループの関連する政策に従つて行われることとされる。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの枠組協定に署名した。		
附屬書A 締約者及び締約者が指定した実施機関の一覧表(令和七年三月一日現在)		
締約者	フランス共和国	日本国
日本国	実施機関	実施機関
スイス連邦	日本原子力研究開発機構	日本原子力・代替エネルギー庁
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	エネルギー・シェラード研究所	資源エネルギー庁
アメリカ合衆国	エネルギー安全保障・ネットゼロ省	資源エネルギー庁
附属書B 解覚書	中華人民共和国政府のため	中国国家原子能機構
二千五年の枠組協定に基づくシステムに関する取決め、事業に関する取決め及び了	オーストラリア政府のため	オーストラリア原子力科学技術機構
システムに関する取決め	カナダ政府のため	カナダエネルギー省
超高温炉(▽HTR) システムに関する取決め	マドレーヌ・シェネット	資源エネルギー安全保険・ネットゼロ省
ナトリウム冷却高速炉(SFR) システムに関する取決め	中華人民共和国政府のため	中国国家原子能機構
超臨界水冷却炉(SCWR) システムに関する取決め	フランス共和国政府のため	フランス原子力研究開発機構
ガス冷却高速炉(GFR) システムに関する取決め	ステファン・サラード	韓国原子力研究開発機構
事業に関する取決め	日本国政府のために	韓国原子力國際協力財團
VHTR 水素製造(HP) 事業に関する取決め	新美潤	エネルギー省
VHTR 燃料及び燃料サイクル(FFC) 事業に関する取決め	大韓民国政府のために	エネルギー省
VHTR 材料(MAT) 事業に関する取決め	南アフリカ共和国政府のために	エネルギー省
VHTR 計算手法検証及びベンチマーク(CMVb) 事業に関する取決め	スイス連邦政府のために	エネルギー省
SFR 先進燃料(AF) 事業に関する取決め	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために	エネルギー省
SFR 機器設計及びバランス・オブ・プラント(CD&BOP) 事業に関する取決め	キヤサリン・キユーデレ・モロー	エネルギー省
SFR 安全及び運転(SO) 事業に関する取決め	ハド・ミリバン	エネルギー省
SFR システム統合及び評価(SIA) 事業に関する取決め	アメリカ合衆国政府のために	エネルギー省
SFR 包括的アクチニドサイクル国際実証(GACID) 事業に関する取決め(注)	デービット・M・ターケ	エネルギー省
SCWR 材料及び化学(M&C) 事業に関する取決め	○農林水産省告示第六百八十号	予定される実施機関
SCWR 熱流動及び安全(TH&S) 事業に関する取決め	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定に基いても、令和七年三月二十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。	オーストラリア原子力科学技術機構
GFR 概念設計及び安全(CDS) 事業に関する取決め	令和七年五月一日	天然資源省
GFR 燃料及び炉心材料(FCM) 事業に関する取決め	農林水産大臣江藤拓	欧洲委員会共同研究センター
了解覚書	1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所	中国国家原子能機構
鉛冷却高速炉(LFR) 了解覚書	登録番号 肥料の種類 肥料の名称 名称 住 所	日本原子力研究開発機構
溶融塩炉(MSR) 了解覚書	生第109344号 化成肥料 東山苦土有機入り化成 東山物産株式会社 大阪府藤井寺市岡2丁目7番67号	日本原子力研究開発機構
	生第09346号 配合肥料 8号 東山苦土炭 木クレン肥料株式会社 北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地	日本原子力研究開発機構
	くみあいほう素苦土炭 力ル入り粒状複合HS 4号	日本原子力研究開発機構
	T30-Ca	日本原子力研究開発機構
	システム大地実 株式会社工計画 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号	日本原子力研究開発機構
	生第09370号 汚泥肥料 システム大地実 株式会社工計画 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号	日本原子力研究開発機構

○農林水産省告示第六百八十号
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定に基いても、令和七年三月二十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年五月一日

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109344号	化成肥料	東山苦土有機入り化成	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡2丁目7番67号
生第09346号	配合肥料	8号	木クレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
		くみあいほう素苦土炭		
		力ル入り粒状複合HS		
		4号		
		T30-Ca		

システム大地実 株式会社工計画 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号

システム大地実 株式会社工計画 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号

生第109388号	化成肥料	くみあい有機入り化成S008H-2	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第109424号	液状肥料	三洋液肥 E 2	三洋化成工業株式会社	京都府京都市東山区一橋野本町11番地の1
生第109391号	混合堆肥複合肥料	微量要素入り混合堆肥複合肥料888号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	生第109432号	液状肥料	2—4—5液肥	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の1
生第109422号	副産肥料	プライム肥料2号	福山市上下水道局	広島県福山市古野上町15番25号	生第109437号	鉛さいけい酸質肥料	粒状けい酸苦土石灰肥料6号	いなほ化工株式会社	富山県高岡市駅南4丁目8番6号
生第109428号	汚泥肥料	SAIJOペンタコンポスト	関西化工株式会社	大阪府吹田市広芝町9番9号	生第109438号	化成肥料	丸菱化成833	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目22番地
有効期間が6年であるもの登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第109443号	家庭園芸用複合肥料	家庭園芸用複合肥料1号	株式会社みずほアグリサポート	茨城県つくば市土田9番地37
生第109378号	配合肥料	newJFC-F 2号	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目2番4号	輸第109382号	混合加里肥料	混合加里肥料(38)	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
生第109380号	配合肥料	YSTVM-01	OATアグリオ株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号	輸第109384号	りん酸アンモニア	B019	ペイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目1番2号
生第109383号	化成肥料	ネオキープ7001	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地	輸第109385号	りん酸加里	B020	ペイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目1番2号
生第109386号	化成肥料	ネオキープ2055	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地	輸第109404号	化成肥料	アミノ化成19-7-11	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号
生第109390号	尿素	ASU尿素-1	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地	輸第109405号	液状肥料	液体肥料原液605号	中島商事株式会社	愛知県豊明市杏掛町石畑158番地
生第109392号	液状肥料	GPCミックスB	株式会社GCJ	大阪府大阪市城東区新喜多一丁目1番3号	輸第109419号	硝酸ソーダ	硝酸ソーダ	日新産業株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目3番11号日本橋ライフサイエンスピルディング5階
生第109393号	液状肥料	GPCミックスA	株式会社GCJ	大阪府大阪市城東区新喜多一丁目1番3号	2 保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。				
生第109394号	液状肥料	GPCミックスC	株式会社GCJ	大阪府大阪市城東区新喜多一丁目1番3号	(次のとおり)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)				
生第109412号	熔成りん肥	粒状ようりん20%	南九州化学工業株式会社	宮崎県兒湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地					
生第109423号	液状肥料	三洋液肥G 2	三洋化成工業株式会社	京都府京都市東山区一橋野本町11番地の1					

○農林水産省告示第六百八十一号

漁業法(昭和11年法律第116号)第15条第6項の規定に準じて、令和7年1月1日から17日まで農林水産省告示第111号(特定水産資源(ヘビザメ)(小鰯魚)及びハマサ(大鰯魚))に関する令和7年管理年度における漁業法第15条第1項各号に掲げる数量を公示する件の一部を次のとおり改正する。

令和7年5月1日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前後に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」といふ)に対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、それを当該傍線部分のとおりに改める。

改	正	後	改	正	前
ぐろまぐろ(小型魚)及びぐろまぐろ(大型魚)に関する令和7年管理年度(ぐろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、ぐろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	ぐろまぐろ(小型魚)及びぐろまぐろ(大型魚)に関する令和7年管理年度(ぐろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、ぐろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	ぐろまぐろ(小型魚)及びぐろまぐろ(大型魚)に関する令和7年管理年度(ぐろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、ぐろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。			
第一 ぐろまぐろ(小型魚)	第一 ぐろまぐろ(小型魚)	第一 ぐろまぐろ(小型魚)	第一 ぐろまぐろ(小型魚)	第一 ぐろまぐろ(小型魚)	第一 ぐろまぐろ(小型魚)
一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 4,334.6トン	一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 4,383.3トン	一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 4,383.3トン	一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 4,383.3トン	一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 4,383.3トン	一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 4,383.3トン
二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
(単位:トン)	(単位:トン)	(単位:トン)	(単位:トン)	(単位:トン)	(単位:トン)
都道府県	都道府県別漁獲可能量	都道府県	都道府県別漁獲可能量	都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0	北海道	142.0	北海道	142.0

青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8

青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.9
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	138.6
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8

福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,527.2トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0

福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	28.4
鹿児島県	41.3
沖縄県	1.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,455.8トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0

茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	53.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	56.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	35.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	236.5

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

官 府 報 告**官 府 事 項**

貸金業法（昭和五八年法律第111号）第111条第1項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の十一第4号の規定により公示する。

令和7年5月1日

金融庁長官 井藤 英樹

貸金業法第117条第1項第11号に掲げる事項

令和7年3月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32010号	トゥルーバキャピタル株式会社
東京都知事(1)第32011号	スリーアイズキャピタル株式会社

令和7年3月19日付で、日本貸金業協会からの退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
秋田県知事(5)第00724号	株式会社エヌシーおおだて
東京都知事(1)第31953号	妙高株式会社
東京都知事(1)第31963号	株式会社UPSIDER Capital

令和7年3月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
徳島県知事(10)第00646号	フレッシュローンサービス
東京都知事(2)第31770号	Crezit株式会社
東京都知事(1)第31929号	GPSSステナブル・エネルギー投資事業有限責任組合
大阪府知事(1)第13025号	株式会社Ambos

貸金業法（昭和五八年法律第111号）第111条第1項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十一第4号の規定により公示する。

令和7年5月1日

金融庁長官 井藤 英樹

認可日 令和7年11月11十八日

貸金業者の広告に関する細則

- I. 貸金業の業務に関して行う広告に関する遵守事項及び留意事項等
 1. 総則
 2. 貸付けの条件の広告に関する遵守事項等
 3. その他の必要な表示事項
 4. 個人向け貸付けの契約に係る広告の遵守事項等
- II. 広告出稿審査の対象となる個人向け貸付けの契約に係る広告に関する基準
 1. 広告出稿審査の対象となる広告の種類
 2. テレビCM（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
 3. 新聞、雑誌及び電話帳広告（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

- III. 広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等
 1. 広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等
 2. ラジオCM（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
 3. チラシ広告（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
 4. インターネットによる広告等（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
- IV. 誇大広告の禁止等に関する遵守事項及び留意事項等
 1. 誇大広告の禁止等
 2. 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明
 3. 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘（広告から誘引すること）する旨の表示又は説明
 4. 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそぞるような表示又は説明
 5. 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそぞるような表示又は説明
 6. 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明
 7. その他適切でないと思われる表現
- V. 企業広告に関する遵守事項及び留意事項等
 1. 貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告
 2. 屋外広告看板等に関する留意事項
 本細則は、貸金業法（以下「法」という。）、貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）及び貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下「規則」という。）等に基づき、協会員の広告についての遵守事項及び留意事項等並びに広告出稿審査に係る審査基準を以下のとおり定める。なお、本細則における用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、規則で定めるものに準ずる。
- I. 貸金業の業務に関して行う広告に関する遵守事項及び留意事項等
1. 総則
 - (1) 法令等の遵守
 貸金業の業務に関して行う広告については、広告の媒体やその種類・形態を問わず、法第16条第1項、第2項及び第5項を遵守する。また、本細則IV. で定める事項を遵守する。
 一般消費者に対して表示を行う広告については、不当景品類及び不当表示防止法その他の適用のある法令並びに告示及びガイドラインその他の準則を遵守する。
 また、自己の供給する商品又は役務について一般消費者に対する表示を行っていない事業者（広告媒体事業者等）であっても、例えば、当該事業者が、商品又は役務を一般消費者に供給している他の事業者と共同して商品又は役務を一般消費者に供給していると認められる場合は、景品表示法の適用を受けることから、このような場合には、景品表示法第22条第1項の規定に基づき必要な措置を講じることが求められることに留意しなければならない。
 - (2) 指定紛争解決機関の表示
 貸金業の業務に関して行う広告については、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、協会員の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、貸金業相談・紛争解決センターの名称を表示するよう努める。
 2. 貸付けの条件の広告に関する遵守事項等（法第15条）
 貸金業の業務に関して行う広告であって、貸付けの条件について広告をするときは、以下(1)から(6)の事項を明瞭かつ正確に全て表示しなければならない（法第15条第1項、施行規則第12条第1項及び第3項）。ただし、インターネットを用いてこれを行なう場合であって、バナー広告等を通して自社ホームページ等に誘導する場合においては、一体性を確保するための措置を講じ、誘導先のページにおいて貸付条件の全てが記載されている限りにおいて、誘導元の広告においてその一部のみを表示する方法も認められるものとする。
 また、この場合において、貸金業者の連絡先として、電話番号、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示するときは、貸金業者登録簿に登録されたもの以外のものを表示してはならない。

- なお、「貸付けの条件について広告をする」とは、以下の(2)から(5)までの事項又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的な内容を1つでも表示した広告をすることをいう（担保の内容等が貸付けの種類名となっている場合にあっては、種類名の表示のみでは当たらない。）。
- (1) 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号（法第15条第1項第1号）
 商号の表示にあっては、株式会社を「株」、有限会社を「有」と省略して表示することを妨げない。なお、登録番号の更新回数の表示は省略することができない。
 - (2) 貸付けの利率（法第15条第1項第2号）
 法第14条第1項に規定するもの。当該貸付けの種類における年率を百分率で少なくとも小数点以下1位まで表示し、また上限の率を表示する。なお、実質年率と表示しても差し支えない。
 - (3) 返済の方式並びに返済期間及び返済回数（施行規則第12条第1項第1号）
 「返済の方式」については、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を表示する。「返済期間」及び「返済回数」については、返済の方式に応じてこれを表示する。
 - (4) 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めをする場合における当該賠償額の原本に対する割合（施行規則第12条第1項第2号、第11条第3項第1号イ）
 その年率を、百分率で少なくとも小数点以下1位まで表示したものに限る。
 遅延損害金の割合が貸付利率と同率であり、かつ、資金需要者等の誤解を招くおそれがない場合は、「同率」と表示することを妨げない。期限前償還の違約金を「賠償額の予定」として定めるときは、遅延損害金の定めとは区別してこれを記載する。
 - (5) 担保を供するが必要な場合における当該担保に関する事項（施行規則第12条第1項第2号、第11条第3項第1号ロ）
 「担保に関する事項」については、供することが必要な主な担保の種類（保証人が必要な場合にはその旨）を表示する。
 - (6) 貸金業者のホームページ又は電子メールアドレスを表示するときは、貸金業者登録簿に登録された電話番号
3. その他の必要な表示事項
 貸金業の業務に関して行う広告であって、貸付けの条件について広告をするときは、資金需要者等の利益を保護するために、以下の事項を表示する。
- (1) 審査をする旨
 - (2) 貸付けの種類ごとの限度額
 - (3) 礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称
 - (4) 「無人契約受付機」「無人契約機」「無人コーナー」等の広告を表示する場合は、「自動契約機」と併記し、自動契約機も店頭と同様の審査を行っている旨
 - (5) 返済例を表示する場合は、貸付けの利率の上限の率で計算した場合の返済例（※貸付け金額は10万円以上とし、期間については1ヶ月を基準とする）
 - (6) 不動産担保金融等の利息の他に手数料を徴収する商品において、手数料（事務手数料、融資手数料等）及び期限前償還の違約金を徴収する場合は、その旨及び料率
4. 個人向け貸付けの契約に係る広告の遵守事項等
 個人向け貸付けの契約に係る広告について、貸金業の業務に関して行う広告については、上記1. から3. までのほか、その広告の媒体などに応じて合理的かつ相当な範囲で、以下の事項を遵守するよう努める。なお、媒体別の遵守事項等については、本細則II. 及びIII. を参照すること。
- (1) 個人向け貸付けの契約に係る広告で表示が求められる事項
 資金需要者等の利益を保護するために、上記2. に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）のほか、以下の①から④までの事項を表示するよう努める。
 - ① 協会員番号
 - ② 貸金業協会マーク
 - ③ 過剰借入れへの注意喚起を目的とする啓発文言（以下「啓発文言」という。）
 - ④ 指定紛争解決機関の名称

(2) 各事項の表示方法

① 文字等の大きさについて

上記2.に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）、並びに上記(1)①、③及び④に掲げる事項（協会員番号、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称）の表示に際しては、文字級数を9級（6ポイント）以上とする。

また、上記(1)②の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦4mm×横4mm以上とする。

② 啓発文言の表示方法

上記(1)③（啓発文言）を表示するに際しては、以下に掲げる事項について表示する。

ア 貸付条件又は契約内容の確認

イ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意

ウ 計画的な借入れ

＜文言例＞

「貸付条件を確認し、借り過ぎに注意しましょう。」

③ 指定紛争解決機関の名称の表示方法

上記(1)④（指定紛争解決機関の名称）の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。なお、当該機関と広告主の連絡先等を資金需要者が混同することがないよう表示方法に留意する。

＜記載例＞

当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

※以下の連絡先の表示は任意

0570-051-051

（受付時間 9：00～17：00 休：土、日、祝日、12／29～1／4）

(3) 表現内容についての留意事項

表現内容については、以下の事項に留意する。また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、本細則IV. で定める事項を遵守する。

① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

② 比較広告を行わないこと（※施行規則第10条の23第1項第1号又は同項第1号の2に関する広告を行う場合を除く）。

③ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に上記(1)③に規定する啓発文言を表示すること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。

(4) 出稿先について

出稿先については、以下に係る媒体への掲出には留意する。

① ギャンブル専門

② 風俗専門

II. 広告出稿審査の対象となる個人向け貸付けの契約に係る広告に関する基準

1. 広告出稿審査の対象となる広告の種類

協会員は、以下に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告（※1）を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない（規則第45条）。

(1) テレビCM

(2) 新聞広告（全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙）

(3) 雑誌広告（新聞・電話帳を除いた紙による定期刊行物）

(4) 電話帳広告（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する「タウンページ」）

※1 法第15条（貸付条件の広告等）で定める広告はもちろんのこと、貸付条件を表示していない広告であっても、商品・役務について表示した貸金業の営業広告的内容のものはこれに含む。

2. テレビCM（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

(1) 表示しなければならない事項

協会員がテレビCMを出稿する際は、以下の①から④までの事項を全て表示する。

① 本細則I. 2. に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）

② 貸金業協会考查承認番号

③ 本細則I. 3. に掲げる事項（その他の必要な表示事項）。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。

④ 本細則I. 4. (1)①から③までに掲げる事項（協会員番号、貸金業協会マーク及び啓発文言）。なお、同④（指定紛争解決機関の名称）については、視認性の確保が難しいため、表示不要とする。

(2) 貸付条件等の表示方法

上記(1)①及び②の事項（法第15条及び施行規則で定める事項、貸金業協会考查承認番号）並びに上記(1)④のうち本細則I. 4. (1)①及び②の事項（協会員番号及び貸金業協会マーク）については、施行規則第12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に、かつ以下の基準に従って表示する。

各項目	大きさ	秒 数	備 考
① 貸付利率	32級以上	2.8秒以上	[大きさ] 小数点以下については20級以上
② 遅延損害金	12級以上	2.8秒以上	
③ 年齢制限	12級以上	2.8秒以上	
④ その他の事項	8級以上	特に指定なし	・法第15条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会考查承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示

※ 文字の大きさは、最低15インチのディスプレイを使用した場合を基準とする。

(3) 啓発文言（本細則I. 4. (1)③）の表示方法

啓発文言の表示については、以下の事項を遵守する。

① 以下の事項を要素とした文言を表示する。

ア 契約内容の確認（文言例 契約内容をご確認ください）

イ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意喚起（文言例 収入と支出のバランスを大切に）

ウ 計画性のある借入れ（文言例 無理のない返済計画を）

② 貸付条件の表示と別に単独で表示する。

③ 啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を15秒広告の場合は、1.5秒以上とし、30秒広告の場合は2.0秒以上とする。

④ 啓発文言表示は、ゴシック体にて18級以上とし、社名表示はC I 文字を使用せず15級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は8級とする。

(4) 表現内容についての留意事項

表現内容については、本細則I. 4. (3)に記載するもののほか、以下の事項に留意する。

同一内容の15秒広告を2回続けて放送する、いわゆる2段積み放送は行わない。

- (5) 放送時間帯、総量及び放映番組
放送時間帯、総量及び放映番組については、以下の事項に留意する。
- ① 以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わない。
ア 午前7時～午前9時
イ 午後5時～午後10時
 - ② 全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わない。
 - ③ ギャンブルを主体とした番組への提供は行わず、また、当該番組前後のスポット広告についても留意する。
 - ④ 以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)
ア 各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし(15秒=1本換算)、午後10時から午前0時の時間帯の放映数上限は50本とする。
イ 前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を1放送エリアとする。
(i) 関東放送エリアは、1都6県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)とする。
(ii) 近畿放送エリアは、2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県)とする。
(iii) 東海放送エリアは、3県(愛知県、岐阜県、三重県)とする。
(iv) 九州放送エリアは、2県(福岡県、佐賀県)とする。
(v) 鳥取・島根放送エリアは、2県(鳥取県、島根県)とする。
(vi) 岡山・香川放送エリアは、2県(岡山県、香川県)とする。
3. 新聞、雑誌及び電話帳広告(個人向け貸付けの契約に係る広告)に関する遵守事項等
- (1) 表示しなければならない事項
協会員が新聞、雑誌及び電話帳広告を出稿する際は以下の①から④までの事項を全て表示する。
① 本細則I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)
② 貸金業協会考査承認番号
③ 本細則I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事項)。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。
④ 本細則I. 4. (1)に掲げる事項(協会員番号、貸金業協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称)
 - (2) 広告スペースに応じた特則
広告スペースが全一段相当以下の面積である広告(※1)又は雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)(※2)を出稿するにあたっては、上記(1)のうち、①の事項(法第15条及び施行規則で定める事項)、③の事項(その他の必要な表示事項)、及び④の事項のうち「啓発文言」以外の事項の表示は、協会員の任意とする。
※1 「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」とは、原稿のサイズが縦×横12,160mm以下のものとする。(新聞紙全一段の面積が基準)
※2 雜報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)とは、※1の基準を流用し、原稿のサイズが縦×横12,160mmより大きければ、雑報広告とはみなさない。
 - (3) 各事項の表示方法等
上記(1)で定める事項を表示するに際しては、施行規則第12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示するものとし、以下の事項を遵守する。
① 文字等の大きさについて
上記(1)及び②の事項(法第15条及び施行規則で定める事項、貸金業協会考査承認番号)並びに上記(1)④のうち本細則I. 4. (1)②以外の事項(協会員番号、啓発文言、指定紛争解決機関の名称)の表示に際しては、文字級数を9級(6ポイント)以上で表示する。
また、上記(1)④のうち本細則I. 4. (1)②の貸金業協会マークの表示方法については、本細則I. 4. (2)①のとおりとする。

- ② 貸金業協会考査承認番号の表示方法
上記(1)②の事項(貸金業協会考査承認番号)を表示する際は、「日金協考査承認番号000000」(番号は6桁)と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は「日金協承認000000」と省略しても差し支えない。
- ③ 協会員番号の表示方法
上記(1)④の事項のうち本細則I. 4. (1)①(協会員番号)を表示する際は、「日本貸金業協会会員第000000号」(番号は6桁)と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協000000」と省略しても差し支えない。
- ④ 啓発文言の表示方法
上記(1)④のうち本細則I. 4. (1)③の事項(啓発文言)の表示方法については、本細則I. 4. (2)②のとおりとする。
- ⑤ 指定紛争解決機関の名称の表示方法
上記(1)④のうち本細則I. 4. (1)④(指定紛争解決機関の名称)の表示の記載例は、本細則I. 4. (2)③のとおりとする。
- ④ 表現内容についての留意事項
表現内容については、本細則I. 4. (3)に記載する点に留意する。
- ⑤ 出稿先について
出稿先については、以下の媒体へ掲出してはならない。
① ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌
② 風俗専門紙及び風俗専門誌
- III. 広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等
1. 広告出稿審査の対象とならない個人向け貸付けの契約に係る広告に関する遵守事項等
本細則II. で定める広告以外の個人向け貸付けの契約に係る広告についても、媒体別に次の2.から4.まで定める事項を遵守する。なお、その他の媒体において動画を用いた広告を行う場合の遵守事項等は、後述の4. (3)に準じるものとする。
 2. ラジオCM(個人向け貸付けの契約に係る広告)に関する遵守事項等
 - (1) 啓発文言(本細則I. 4. (1)③)
啓発文言については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。
 - (2) 表現内容についての留意事項
表現内容については、本細則I. 4. (3)のほか、電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないよう留意し、その他、本細則IV. で定める事項に留意する。
 - (3) 放送時間帯について
「放送時間帯」については、午後10時から午前3時までの時間帯の放送を行わないよう留意する。
 3. チラシ広告(個人向け貸付けの契約に係る広告)に関する遵守事項等
 - (1) 表示すべき事項
以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。
① 本細則I. 2. に掲げる事項(法第15条及び施行規則で定める事項)
② 本細則I. 3. に掲げる事項(その他の必要な表示事項)。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。
③ 本細則I. 4. (1)に掲げる事項(協会員番号、貸金業協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称)

- (2) 各事項の表示方法について
上記(1)で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。
- ① 文字等の大きさについて
上記(1)で定める事項を表示するに際して、その文字等の大きさについては、本細則I. 4. (2)①のとおりとする。
また、上記(1)③のうち本細則I. 4. (1)②の貸金業協会マークの表示方法については、本細則I. 4. (2)①のとおりとする。
 - ② 啓発文言の表示方法
上記(1)③のうち本細則I. 4. (1)③で定める事項（啓発文言）の表示方法については、本細則I. 4. (2)②のとおりとする。
 - ③ 指定紛争解決機関の名称の表示方法
上記(1)③のうち本細則I. 4. (1)④で定める事項（指定紛争解決機関の名称）の表示の記載例は、本細則I. 4. (2)③のとおりとする。
 - ④ 表現内容についての留意事項
表現内容については、本細則I. 4. (3)に記載する点に留意する。
 - ⑤ 出稿先について
出稿先については、以下の媒体へ掲出してはならない。
 - ① ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌
 - ② 風俗専門紙及び風俗専門誌
4. インターネットによる広告等（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
- (1) 表示すべき事項
広告の種類等（表示サイズや文字数の制限を含む）を問わず、以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。
 - ① 本細則I. 2. に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）
 - ② 本細則I. 3. に掲げる事項（その他の必要な表示事項）。なお、同(6)の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。
 - ③ 本細則I. 4. (1)に掲げる事項（協会員番号、貸金業協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称）
なお、特に自社でホームページを設けるにあたっては、協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページにおいて、上記①から③に掲げる事項を表示するとともに、返済シミュレーション（クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。）を表示する。
 - (2) 各事項の表示方法
上記(1)に掲げる事項を表示する際は、消費者への視認性の確保及び内容を明瞭に判断できる大きさとして、例えば14インチ以上のディスプレイで画面の解像度を最大に設定し、ウェブブラウザの表示倍率を100%に設定したとき、1文字につき縦横3mm以上を基準とし、視認性の確保及び明瞭に判別できる大きさとするよう留意する。
 - (3) 動画を用いた広告
動画を用いた広告の「貸付条件等の表示」については、広告媒体の性質等を踏まえて合理的な範囲で本細則II. 2. (2)を準用する。なお、本細則I. 4. (1)③（啓発文言）については、罫線で囲む等により視認性の確保が可能であれば、単独、かつ、とりきり表示は不要とする。
 - (4) 表現内容についての留意事項等
 - ① 表現内容については、本細則I. 4. (3)に記載する点に留意する。また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、本細則IV. で定める事項を遵守する。
 - ② 児童・青少年に配慮した内容とする。特に動画共有サービスやSNSへの広告出稿においては、若年層向けコンテンツに広告が表示される可能性をかんがみ、内容の検討やターゲティングの設定に留意する。
 - (5) 出稿先
貸付けに係る広告を実施するにあたり、風俗・ギャンブル、その他、安い借り入れに繋がると思われるWebサイト等へ出稿してはならない。ただし、協会員が出稿先を指定できない場合は、広告掲載の排除に努める。また、不適切な内容を表示しているサイトから、自社に無断で自社ホームページへリンクされていたことを発見した場合は、速やかに当該不適切サイトの管理者等に対しリンク設定の解除要請等を行うように努める。

IV. 誇大広告の禁止等に関する遵守事項及び留意事項等

1. 誇大広告の禁止等

貸金業者は、その貸金業の業務に関して行う広告については、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。（法第16条第1項）

なお、「著しく事実に相違する表示」、「実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示」とは、広告として一般に通常人が事実に著しく相違する、又は著しく有利と判断するものをいい、実際にその誇大広告によって、事実誤認や有利誤認をしたか否かを問わない。

その他、法及び施行規則、並びに規則で定める表示してはならない表現等については、個別かつ具体的に、規模や業態に応じて判断する必要があるが、広告により提供される情報が、資金需要者等の商品選択に与える影響が大きいことかんがみ、「2.」以下の例示を参考に、各項目の規制の趣旨に反する表現をしてはならない。

2. 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明（法第16条第2項第1号）

この規定は、提供条件が限られた商品（金利帯も含む）にもかかわらず、資金需要者がそれを通常提供される商品と誤認するような表示や、それぞれの商品が適用になる顧客の条件等の内容において、実際と異なる表示やあいまいな表示などを行うことにより、資金需要者等に誤解を生じさせることを規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものとは、例えば次の表現が考えられる。

- 例) ア ○○ローン特別低利融資実施中
 イ 短期間限定金利キャンペーン
 （※期間及び対象となる条件、貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
 ウ 記念特融中
 エ 特別優遇・優遇金利
 （※比較の対象となる自社商品があり、その旨の説明があれば可）
 オ ○○日間のみ年利○○%でご融資
 （※期間及び対象となる条件、貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
 カ 金利引下げ、お安くなりました
 （※実施時期、旧料率の表示がなく、事実に反するもの）
 キ 年率○○. ○%～○○. ○%
 （※下限の金利を著しく強調している表示）

3. 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘（広告から誘引すること）する旨の表示又は説明（法第16条第2項第2号）

この規定は、既に他の貸金業者からの借り入れが多くある者に対し、又は、失業者などの返済能力がないと思われる者に対して、新たな貸付けを行うことは、多重債務化を助長することに繋がるものと考えられ、これを防止するために規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものは、例えば次の表現が考えられる。

- 例) ア 他店利用者は非相談
 イ 他店利用者大歓迎
 ウ 他店利用件数は問題ではありません
 エ 今あなたは何件利用していますか
 オ 貸出窓口大幅拡大
 カ 担保無設定融資（※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可）
 キ 切替え・借換え・おまとめ（※住宅ローン及び施行規則第10条の23第1項第1号又は同項第1号の2に関する広告の場合は可）
 ク 返済でお悩みの方
 ケ 多額借入中の方も

コ 借金で困っている方
 サ 他店〇件以上でも可
 シ 他店〇〇万円以上借入れの方も可
 ス 失業中の方
 セ もう歩きまわる必要はありません
 ソ どこの店よりも頼りになる当店に
 タ 他店とちがい、いろいろ選べます
 チ 他店で断られた方
 ツ 借入件数多い方・借入件数が増えている方
 テ 支払い金額が多くて困っている方
 ト 多重債務一本化
 ナ 50万円以上などなたでも
 ニ 高金利でお困りの方
 ヌ 無理と思う方
 ネ 当社で一本化
 ノ 税金の滞納がある方・滞納した税金の支払いにも
 ハ 債務超過である場合でも

4. 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそぞるような表示又は説明（法第16条第2項第3号）

この規定は、誘引等を目的として、資金需要者がどのような状況に置かれていようと、必要以上に容易に借り入れが可能であると誤認してしまう旨の表示をすることを規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものとは、例えば次の表現が考えられる。

(1) 貸付審査を全く行わず貸付けが実行されるかのような表現。

例) ア 面倒な手続一切不要
 イ 出ます出ます、どーんと貸付け
 ウ ジャンジャン融資
 エ 完全融資
 オ 無制限貸出し
 カ 必ず貸します
 キ 100%ご満足
 ク お断りすることはありません
 ケ 名刺一枚でご融資OK
 コ 希望額OK
 サ その場で〇〇万円
 シ 年齢不問
 ス どなたでも貸します
 セ ご夫婦で〇〇万円
 ソ 無条件、無審査で〇〇万円
 タ ズバリ貸します
 チ 借入れができない方・借入れが困難な方
 ツ 審査基準が大幅にダウン
 テ 職業、件数、残額など一切問い合わせません
 ト 当社がだめならあきらめて下さい
 ナ 無理と思わず相談下さい
 ニ コンピュータ審査なし（※当店の審査基準に基づいた審査を行っている旨の表示があれば可）
 ベ 簡単審査・簡易審査・即答審査
 ネ 即時融資、即答振込

ノマイカー給油の間に
 ハ秒速借入・秒速返済
 ヒ借りやすさNo.1
 フ大丈夫、なんとかします
 ヘスピード融資
 ホ即日融資・即日振込（※申込み時間帯によっては対応できない旨の表示があれば可）
 マお財布感覚
 ミ何回でも借入れ可能（※極度方式基本契約であれば可）
 ムお気軽コース・お手軽
 メササッとキャッシング
 モラクラクキャッシング
 ヤ大きく借りてイキイキライフ
 ユ簡単・ラクラク・誰にも会わず（※自動契約機等に関する広告の場合）
 ヨ業界一の簡単キャッシング
 ラどこよりも簡単
 リどんな状況でも
 ル〇〇ローン今月に限り無条件融資

(2) 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。

例) ア ブラック可
 イ 無理と思わず相談下さい
 ウ 破産歴のある方でも大丈夫
 エ 他店で債務整理した方も大歓迎
 オ リセットOK
 ル リセットの方歓迎

(3) 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現。
 表現例は、本細則IV. 3. を参照

5. 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそぞるような表示又は説明（法第16条第2項第4号）
 これに抵触するおそれがある表示とは、例えば次の表現を用いた表示または説明が考えられる。

例) ア 「年金受給者」「年金担保」「年金立替」「年金信用融資」
 イ 「恩給」「恩給担保」「恩給立替」
 ウ シルバー（熟年）、高齢者（※収入がある旨を表示すれば可）

6. 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明（法第16条第2項第5号）
 これに抵触するおそれがある表示とは、例えば、貸付けの利率以外の利率（例：割引率、利用率など）を表示する文字が、貸付けの利率を表示する文字より大きいものなどをいう。

7. その他適切ではないと思われる表現

資金需要者等が、その表示内容や役務について、的確に判断できるかどうか疑わしい表示やその表示にある状況の根拠が世間一般に対し、明確に認識されておらず不当表示とみなされる表示などは資金需要者等の利益の保護の観点から、適切でない表現に該当し、例えば以下の事項が考えられる。

(1) 不適切なおそれのある利息等に関する表示

利息等に関する表示については、明瞭かつ正確な表示をしなければいけないと定められているが、これに基づかない不適切なおそれがある表示として、例えば次のような表現が考えられる。

例) ア 通常利息 年〇〇%以下
 イ 納得のいく利息
 ウ 低利で融資中
 エ 法定金利以下
 オ 「遅同」「要審」「自返」（※意味が不明確な略語）

- (2) 事実に基づかない表現
事実に基づかない表現により、資金需要者等に誤認させるおそれのある表現として、例えば次のような表現が考えられる。
- 例) ア 財務省公認・金融庁公認・(都道府県) 公認
 イ ○○知事免許
 ウ (都道府県) 認可
 エ 日本一・日本最大
 オ 財務省登録・金融庁登録
 カ 財務大臣登録店舗・金融庁長官登録店舗
 キ ご利用○万人突破
 ク ○○○店目標
 ケ 全国一円支店網
 コ 全国ネットの我社に
 サ 上場予定
 シ 業界屈指
 ス 世界○カ国で○億人
 セ 創業○○年
 ソ 前例のない・他にはない
 タ 世界で最も尊敬される企業
 チ 安心・信頼の
 ツ 画期的オーブン
 テ 銀行
 ト 金庫
 ナ 3分で融資
- (3) 他の貸金業者との比較広告等
貸付けの利率が、他の貸金業者の貸付けの利率よりも低い旨の比較表現を用いたり、具体的数字を示さずに表示。例えば次のような表現が考えられる。
- 例) ア 低利の我社にまとめてみませんか
 イ 超低利、低利最低どこよりも安い
 ウ 1／2のお利息
 エ 業界No.1 金利 (低金利)
- (4) 携帯電話番号の表示
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法第3条第1項の規定に基づく都道府県の条例
その他の法令に違反する広告。
- V. 企業広告に関する遵守事項及び留意事項等
1. 貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告
次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告のうち、貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告に関しては、その取扱いについて別途協会と協議しなければならない。なお、次の各号に掲げる事項のいずれかに明確に該当するものは、企業広告として取り扱い、それ以外については、原則として貸金業の業務に関する広告として取り扱う。
 - (1) セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む）
自社で主催（協賛を含む）する上記イベント等の告知に関する広告
 - (2) 挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
明確な企業ビジョンに基づいた自社又は貸金業界のイメージの醸成・向上等を目的とする広告
 - (3) 新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
自社ブランドや経営形態の変更等を周知するためのCM広告
 - (4) 周年、株式上場、店頭公開、プックビルディング
自社の社歴や企業規模、現況等を紹介するための広告

- (5) C S R (Corporate Social Responsibility企業の社会的責任)
企業の社会的責任として、(慈善事業のような付加価値活動を内容とするものではなく) 企業の本来の活動である事業活動を行うことで社会の発展に寄与する持続可能な事業の取り組みが求められる。この「企業の社会的責任」についての自社の考え方、姿勢、取り組みを告知する広告。したがって、C S Rに関する広告については、自社の経営方針・経営理念を平明、簡潔かつ具体的な説得力のある内容であることが望まれる。
- (6) 法改正、規制緩和、制度改革
法律や法改正等の内容を広く周知する広告や、法改正等に伴う自社の見解や企業姿勢を訴求するための広告
- (7) 人材募集
人材を募集するための広告
- (8) 社名、相談窓口、企業概要
単に自社名を訴求するのではなく、最新の事業内容や自社相談窓口等について告知する広告
- (9) 消費者等に対する啓発
資金需要者等の利益の保護を目的とした金融リテラシーの向上を目指した広告
2. 屋外広告看板等に関する留意事項
- (1) 全般的な留意事項
「全般的な留意事項」としては、以下の事項に留意する。
 - ① 景観等への配慮をすること。
 - ② 借入れを促す表現を表示しないこと。
 - ③ 電話番号又はホームページアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。
 - ④ 条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。
 - ⑤ 午前0時以降は消灯すること（ただし、貸金業以外をその営業収益の過半とする協会員等が設置している場合を除く）。
 - (2) 設置に関する留意事項
「設置に関する留意事項」に関しては、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。ただし、次に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。
 - ① 協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員（ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く。）が設置する場合
 - ② 貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合
 - ③ 協会員等が所有する建物に設置する場合
 - ④ 合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合
- 附 則 (令 5. 10. 31)
この細則は、令和5年10月31日から施行する。
- 附 則 (令 7. 4. 2)
この改正は、令和7年4月2日から施行する。
- 注) 改正条項は、次のとおりである。
I. 1、I. 2、I. 4、II. 2、II. 3、III. 3、III. 4を改正。

回 振 試 験

令和7年司法試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、令和7年7月16日、17日、19日及び20日に施行する令和7年司法試験の試験場について、次のとおり公告する。

令和7年5月1日

司法試験委員会委員長 神作 裕之
(試験地) (試験場)

札幌市 TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通（札幌市中央区南1条西1-8-2 高桑ビル5階／6階／7階）

仙台市 TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口（仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ4階／5階／6階／7階／8階）

東京都 東京都立産業貿易センター浜松町館（東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー）TOC（東京都品川区西五反田7-22-17）

名古屋市 プライムセントラルタワー名古屋駅前店（名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー13階）

大阪市 大阪アカデミア（大阪市住之江区南港北1-3-5）

広島市 広島コンベンションホール（広島市東区二葉の里3-5-4 広テレビル）

福岡市 南近代ビル（福岡市博多区博多駅南4-2-10）

那覇市又はその周辺 琉球大学（沖縄県中頭郡西原町字千原1番地）

令和7年司法試験予備試験の試験場
司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、令和7年司法試験予備試験の試験場について、次のとおり公告する。

令和7年5月1日

司法試験委員会委員長 神作 裕之

1 短答式試験（令和7年7月20日（日））

(1) 札幌市又はその周辺

北海道大学札幌キャンパス（札幌市北区北10条西7丁目）

(2) 仙台市又はその周辺

仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスティ（仙台市若林区卸町2-15-2）

(3) 東京都又はその周辺

早稲田大学早稲田キャンパス（東京都新宿区西早稲田1-6-1）

拓殖大学文京キャンパス（東京都文京区小日向3-4-14）

日本大学文理学部（東京都世田谷区桜上水3-25-40）

(4) 名古屋市又はその周辺

愛知学院大学名城公園キャンパス（名古屋市北区名城3-1-1）

(5) 大阪府又はその周辺

関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス（兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155）

(6) 広島市又はその周辺

TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前（広島市南区大須賀町13-9 1～8階ペルヴュオフィス広島）

(7) 福岡市又はその周辺

福岡工業大学（福岡市東区和白東3-30-1）

2 論文式試験（令和7年9月6日（土）及び7日（日））

(1) 札幌市

TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター（札幌市中央区北4条西7-1-5 札幌ホワイトビル2階・4階・6階）

(2) 東京都又はその周辺

TOC（東京都品川区西五反田7-22-17）TKP新橋汐留カンファレンスセンター（東京都港区東新橋1-1-16 汐留F Sビル4～8・10・11階）

(3) 大阪市又はその周辺

大和大学（大阪府吹田市片山町2-5-1）

(4) 福岡市

南近代ビル（福岡市博多区博多駅南4-2-10）

3 口述試験（令和8年1月24日（土）及び25日（日））

法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出2-1-16）

令和7年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、令和7年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

令和7年5月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

1 試験期日

(1) 第1部試験（筆記試験） 令和7年6月16日（月曜日）

(2) 第2部試験

ア 筆記試験 令和7年9月25日（木曜日）
イ 実地試験 令和7年11月5日（水曜日）
令和7年11月6日（木曜日）

2 試験地

(1) 第1部試験 東京都
(2) 第2部試験 東京都

3 試験科目

(1) 第1部試験 解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

(2) 第2部試験

ア 筆記試験 内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ 実地試験 内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

4 試験の方法

(1) 第1部試験に合格した者でなければ、第2部試験筆記試験を受けることができない。

(2) 第2部試験筆記試験に合格した者でなければ、第2部試験実地試験を受けることができない。

5 受験資格

(1) 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(2) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限3年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第11条第1号及び第43条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

(3) 昭和20年8月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太府長官、南洋府長官若しくは満洲國駐劄特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

(4) 昭和20年8月15日以前に、朝鮮総督の行った医師試験の第1部試験に合格し、又は満洲國の行つた医師考試の第1部考試に及格した者

(5) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第1項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア 受験願書 医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第3号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
なお、受験願書には、受験する試験区分（第1部試験又は第2部試験）を必ず明記すること。

イ 受験資格を証する書類

ウ 写真 出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ 戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）出願前3月以内に発行されたもの。

オ 返信用封筒 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、460円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、第1部試験は令和7年5月7日（水曜日）から5月21日（水曜日）まで、第2部試験は同年8月4日（月曜日）から8月25日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室（郵便番号100-8916、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号、電話番号03（5253）1111内線4143）に提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前9時から午後5時までであること。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、簡易書留郵便をもって送付すること。この場合、第1部試験においては令和7年5月21日（水曜日）、第2部試験においては同年8月25日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、第1部試験及び第2部試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の送付 受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。

なお、第1部試験にあっては令和7年6月9日（月曜日）、第2部試験にあっては同年9月18日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局医事課試験免許室に問い合わせること。

7 合格の通知

第1部試験の合格者にあっては令和7年7月25日（金曜日）、第2部試験筆記試験の合格者にあっては同年10月21日（火曜日）、第2部試験実地試験の合格者にあっては同年11月26日（水曜日）に、本人に合格した旨を通知する。

8 その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年5月21日（水曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9 8に関する問い合わせ先

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 厚生労働省医政局医事課試験免許室 電話番号03(5253) 1111内線4143 FAX番号03(3503) 3559

令和7年度歯科医師国家試験予備試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条の規定により、令和7年度歯科医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

令和7年5月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

1 試験期日

(1) 学説試験

ア 第1部試験 令和7年6月20日（金曜日）
イ 第2部試験 令和7年9月11日（木曜日）

(2) 実地試験 令和7年12月9日（火曜日）及び10日（水曜日）

2 試験地

(1) 学説試験 東京都 (2) 実地試験 東京都

3 試験科目

(1) 学説試験

ア 第1部試験 解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学（免疫学を含む。）、薬理学、病理学、微生物学及び衛生学

イ 第2部試験 口腔外科学、保存学、補綴学、矯正学及び小児歯科学

(2) 実地試験 口腔外科学、保存学、補綴学及び矯正学

4 試験の方法

(1) 学説試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

(2) 学説試験第1部試験に合格した者でなければ、学説試験第2部試験を受けることができない。

5 受験資格

(1) 外国の大歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であつて、厚生労働大臣が適當と認定したもの

(2) 昭和20年8月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太府長官、南洋庁長官若しくは満洲國駐劄特命全権大使の歯科医師免許を受け、又は領事官の歯科医業免許を受けた日本国民

(3) 昭和20年8月15日以前に、朝鮮総督の行った歯科医師試験の第1部試験に合格し、又は満洲國の行った歯科医師考試の第1部考試に及格した者

(4) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第1項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であつて、厚生労働大臣が認定したもの

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア 受験願書 歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第3号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（学説試験又は実地試験）を必ず明記すること。

イ 受験資格を証する書類

ウ 写真 出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に（シヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ 戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）出願前3月以内に発行されたもの。

オ 返信用封筒 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、460円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、学説試験は令和7年5月2日（金曜日）から5月20日（火曜日）まで、実地試験は同年10月15日（水曜日）から10月31日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課（郵便番号100-8916、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号、電話番号03(5253) 1111内線2583）に提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前9時から午後5時までであること。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、簡易書留郵便をもって送付すること。この場合、学説試験においては令和7年5月20日（火曜日）、実地試験においては同年10月31日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、学説試験及び実地試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の送付 受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。

なお、学説試験にあっては令和7年6月6日（金曜日）、実地試験にあっては同年11月21日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局歯科保健課に問い合わせること。

7 合格の通知

学説試験第1部試験の合格者にあっては令和7年7月22日（火曜日）、学説試験第2部試験の合格者にあっては同年10月14日（火曜日）、実地試験の合格者にあっては同年12月19日（金曜日）に、本人に合格した旨を通知する。

8 その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年5月20日（火曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9 8に関する問い合わせ先

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 厚生労働省医政局歯科保健課 電話番号03(5253) 1111内線2583 FAX番号03(3595) 8687

令和6年度情報処理技術者試験合格者

令和6年度情報処理技術者試験（3月実施分）のうち、ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和7年4月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和7年5月1日

経済産業大臣 武藤 容治

（号外第98号）

報

信

令和7年5月1日 木曜日

39

ITパスポート試験に係るもの

IP24031GSZ IP24031XMW IP240327ST IP24032F8S IP24033DY IP24033UY IP240337BG IP24033A18 IP24033S28 IP24034EQZ IP24034XNQ IP2403511B IP24035D6Y IP24035ETS IP24035JRH IP24035NFB IP24035NJT IP24035TTU IP24035VER IP24036B19
IP24036EAP IP24036ICW IP24036PHQ IP24036SXU IP24036V26 IP24037BR3 IP24037FX7 IP24037HZ9 IP240388NF IP24038MNY IP24038ZQN IP24039B9E IP24039JVB IP24039PMF IP2403AJZ8 IP2403B8M IP2403BN37 IP2403C6GZ IP2403C6U2 IP2403D442
IP2403DJY2 IP2403EHE2 IP2403F3SA IP2403G51Q IP2403H9FY IP2403HX5F IP2403M4RT IP2403M7Y7 IP2403N3PN IP2403NMU1 IP2403P21G IP2403P7N1 IP2403PS76 IP2403PSX1 IP2403PTE3 IP2403QGB1 IP2403QQ9J IP2403R1H6 IP2403R2HX IP2403RGJ9
IP2403RQB6 IP2403RT6T IP2403S2UC IP2403V1QC IP2403V2D2 IP2403V4E IP2403V73V IP2403V8JS IP2403V9ZH IP2403W33 IP2403W4QT IP2403WA3F IP2403WCT5 IP2403WD42 IP2403WS2Q IP2403X2B8 IP2403X8H6 IP2403XHG6 IP2403Y1PW IP2403YQ86
IP2403Z54R IP2403ZJ8D IP24041EVH IP24041NWZ IP24041PAN IP24042HBD IP24042JFD IP24042JGT IP24042T49 IP24042WBS IP240435QC IP24043DQQ IP24043JZG IP240442VS IP24044BX IP24045F8R IP24045P9V IP24045WRU IP2404641Z IP2404657A
IP24046ZT3 IP240473T2 IP240477H4 IP24047BSJ IP24047X7A IP24047X9A IP240483AC IP240485UM IP24048QER IP24048Y8H IP240491VG IP24049BP6 IP24049X2F IP24049X67 IP2404A5CP IP2404B1AV IP2404B279 IP2404D689 IP2404ESU1 IP2404ETA5
IP2404E66 IP2404M2B IP2404H16P IP2404H8GV IP2404M73G IP2404MC67 IP2404MU8X IP2404NRZ6 IP2404NUV9 IP2404017V IP2404Q5SS5 IP2404RAU1 IP2404RB5D IP2404RCSS8 IP2404RJES5 IP2404TD9S IP2404U346 IP2404V2HX IP2404V57 IP2404X9D
IP2404XD3W IP2404XF2S IP2404YB9U IP2404YH5R IP24051NEB IP24051T1D IP24052GA3 IP24052GZE IP24053UAG IP240544Q IP240545GV IP24054AB6 IP24054N3U IP240551B1 IP240553BW IP24055M3H IP24056PWY IP24057RF7 IP24057W3Y IP24057YWZ
IP240584GF IP24058QWY IP240595AC IP24059PWF IP2405E1YNS IP2405H1X6 IP2405HAA4F IP2405J4VW IP2405MQ5J IP2405N78F IP2405NGA8 IP2405PSW6 IP2405R2C1 IP2405RER2 IP2405RW92 IP2405WR99 IP2405WUW4 IP2405X1W8S IP2405XDR1 IP2405XT58
IP2405XZ1Y IP2405XZG5 IP2405Y4NQ IP2405YN5N IP24061MJW IP2406267J IP24062JJ5 IP24063FB3 IP24063MYF IP24063PSW IP24064DDJ IP24064F3M IP24064HN7 IP24064VXP IP240663RT IP24067MFN IP24067NXS IP240682AU IP240688WZ IP24068AQ1
IP24068F8V IP240695CQ IP240698NS IP240698U8F IP2406A4D9 IP2406AWT2 IP2406AY1A IP2406C9NC IP2406D1TG IP2406D465 IP2406DY6J IP2406EEF6 IP2406F74N IP2406FT5V IP2406HYY3 IP2406JZW3 IP2406MB59 IP2406MZ53 IP2406N374 IP2406N56E
IP2406P13Y IP2406R98P IP2406TTR1 IP2406V4TY IP2406VYX2 IP2406W616 IP2406ZA85 IP240719MA IP24071WV7 IP24072BVD IP24072SZA IP24072UFG IP240733YU IP24073GEF IP24073RV6 IP24074AEU IP24074EV4 IP24074EN8 IP24075EEX IP240768RM
IP24077HF5 IP24077XTH IP24078D78 IP24078G4F IP24078JBY IP24078SQA IP240796ST IP24079DFU IP2407A4UC IP2407BPV2 IP2407C43J IP2407CGP6 IP2407D5N7 IP2407DPZ9 IP2407E9NT IP2407G3X1 IP2407GV62 IP2407GP9 IP2407M19D IP2407M34N
IP2407N77W IP2407PPX8 IP2407Q8H4 IP2407R86Z IP2407R8WNV IP2407UC51 IP2407UN21 IP2407WX7 IP2407XU41 IP2407Z4U2 IP2407ZB6T IP240813H6G IP240814ER IP24081Z1T IP24082A1M IP24082AZZ IP24082JXZ IP24082UTM IP24083M7Q IP240836D8R
IP240837GA IP24083JBM IP24083V1Y IP24083VNY IP24083ZDT IP24084CPP IP24084PZ6 IP24084R8Q IP24085H6X IP24085MMW IP24085XVZ IP24085YEG IP24086FW1 IP24086QTP IP24086SU3 IP24086T1M IP24087FFY IP240882VT IP24088A39 IP24088NFC
IP24088NU9 IP24089N7F IP24089R1R IP24089Y8A IP2408A2J8 IP2408AF8D IP2408AVY8 IP2408AWA7 IP2408B12G IP2408C19F IP2408EW5J IP2408F39Z IP2408F96C IP2408FY24 IP2408E643 IP2408GBG7 IP2408GD2 IP2408GR9M IP2408H4RF IP2408JNZ3
IP2408JQH1 IP2408JZ7T IP2408M64B IP2408MHDS IP2408MT55 IP2408MVTH IP2408PJF3 IP2408Q166 IP2408Q5Z7 IP2408Q8926 IP2408S893 IP2408SA94 IP2408T74B IP2408TSX5 IP2408U54J IP2408U6MN IP2408UPX7 IP2408UW92 IP2408V72E IP2408VU3H
IP2408X7B5 IP2408Z16T IP2408ZB2F IP2408ZC1 IP240919CB IP240919HZ1 IP24091TQ9 IP24091YZF IP2409231N IP240925HS IP2409294D IP24092C8R IP24092R7F IP24092VVB IP240933CT IP2409346C IP240938W IP24093R1X IP24093X5S
IP2409498V IP24094ZCU IP2409564M IP240957C9X IP24095K4AD IP24095BAS IP24095W8C IP240963ZX IP240969UD IP24096F9D IP24096V39 IP24096ZYX IP240977T3 IP2409786P IP24097F13 IP24097JSA IP24097N36 IP24097R8W IP240981D5 IP24098A45
IP24098D39 IP24098EVZ IP24098W9N IP24098XZ5 IP240991EX IP240998ZA IP240999NA IP240999NY IP240999W5S IP24099X5D IP2409A13Y IP2409A2PH IP2409A6C8 IP2409AZ4B IP2409AZU8 IP2409B423 IP2409BG97 IP2409CFH2 IP2409D4CZ IP2409DB86
IP2409E1WC IP2409E5F7 IP2409E6PD IP2409E77 IP2409F8WR IP2409FX8 IP2409G7D7 IP2409HSV3 IP2409J6V3 IP2409J7ZE IP2409JG62 IP2409M2GT IP2409M347 IP2409M696 IP2409M9CY IP2409MR9 IP2409M24H IP2409N5WX IP2409NS84 IP2409PU28
IP2409Q35M IP2409Q9YY IP2409R1RW IP2409R6FF IP2409R9D1A IP2409S17M IP2409S4GIP2409S56D IP2409SAV2 IP2409SPD2 IP2409T87T IP2409TB73 IP2409U971 IP2409UJ66 IP2409UQE8 IP2409V33M IP2409VQ3U IP2409X23T IP2409X3AU IP2409X4BB
IP2409XP9A IP2409Y4A6 IP2409Y9YS2 IP2410101CYY IP2410101U8 IP24101ZCW IP241023AM IP24102B6N IP24102H7U IP24102JDW IP24102NAV IP24102NCZ IP24102RT6 IP24102RXU IP24102WP2 IP24102ZB5H IP24102ZQ6 IP24103DRX IP24103GW IP24103H6Y
IP24103JR2 IP24103RN7W IP24103SRN IP24103T1V IP24103V7G IP24104AW7 IP24104BZS IP24104CTT IP24104FMC IP24104QTA IP24104TWE IP24104VCD IP241056H8 IP24105AJF IP24105C6N IP24105DFT IP24105NT1 IP24105PWS IP24105SSU
IP24105TDQ IP24105WN5 IP2410636J IP24106ANB IP24106CF8 IP24106PR3 IP24106PV8 IP24106Q30 IP24106S6V IP24106SFU IP24106V2S IP24106WJV IP24106X91 IP24106Z67 IP241073EY IP241076PQ IP241077EG IP241079JH IP24107BG7 IP24107DRW
IP24107E91 IP24107HZS IP24107GGE IP24107U1E IP24107WQD IP24107ZT4 IP241083WT IP2410878B IP2410890F IP24108AN2 IP2410881Y IP24108C4Z IP24108JSG IP24108Q8T IP24108TJN IP24108WDF IP241093PC IP2410958A IP241097GY IP241099YX
IP24109C1Z IP24109DFB IP24109ETX IP24109H5E IP24109NSP IP24109S17M IP24109S4GIP24109S56D IP24109SAV2 IP2409SPD2 IP2409T87T IP2409TB73 IP2409U971 IP2409UJ66 IP2409UQE8 IP2409V33M IP2409VQ3U IP2409X23T IP2409X3AU IP2409X4BB
IP24109WBF IP24109WB3 IP24109Y28 IP24109ZB2 IP24109D3T U2 IP24109D8T IP24109D9T2 IP2410EM4U IP2410EN95 IP2410EPQ5 IP2410ETN9 IP2410F28M IP2410F29 IP2410F4MN IP2410F5SD IP2410F5SY IP2410F5UU IP2410F8DR IP2410F94W IP2410G1BZ IP2410G1D3 IP2410G2C3
IP2410G8P7 IP2410G5S4 IP2410GU77 IP2410H2B1 IP2410H5C9 IP2410H6GR IP2410HFA8 IP2410HPV7 IP2410HWUS IP2410HY8V IP2410J1YR IP2410J6A5 IP2410J9H9E IP2410JRW2 IP2410M7UJ IP2410MEMI IP2410MR9P IP2410MUD9 IP2410MW82 IP2410N1E5
IP2410N6ME IP2410N9PF IP2410NB2H IP2410P79G IP2410PPE6 IP2410Q162 IP2410Q2Z7 IP2410QH2A IP2410QH7A IP2410QH6C IP2410QH5W IP2410QZH8 IP2410R1AZ IP2410R3NY IP2410R4RA IP2410R564 IP2410R6FZ IP2410RAU3 IP2410RF8D IP2410RM77
IP2410RQE8 IP2410RS2T IP2410RU78 IP2410RY3K IP2410S2D9 IP2410SS59V IP2410SSME IP2410T2DG IP2410T69B IP2410T84 IP2410TU92 IP2410U9B9 IP2410V3A1 IP2410VTT6 IP2410X8P9 IP2410Y4GF IP2410YRF3 IP2410YRWT7 IP2410YTS2 IP2410YZ4C
IP2410Z1F IP2410Z29T IP2410Z8F IP2410ZY12 IP241111U6 IP241112NW IP241114XJ IP24111D99 IP24111E21 IP24111FCW IP24111GZ3 IP24111NVT IP24111PDX IP24111PHX IP24111Y4J IP241122F IP241123EX IP241127NF IP241128DA IP241129BV
IP24112A33 IP24112A96 IP24112A97 IP24112E8S IP24112EVJ IP24112M6X IP24112MP3 IP24112N9 IP24112P23 IP24112SRU IP24112TAB IP24112TN4 IP24112U4Y IP24112YGY IP24112Z9R IP241131SW IP241132TM IP241133BF IP241136FA IP241136W
IP241139WQ IP24113A8W IP24113A5J IP24113BGM IP24113BSS IP24113DB6 IP24113DXW IP24113HAY IP24113NDH IP24113NJM IP24113QUM IP24113V2D IP24113VNG IP241142EA IP241149EF IP24114A4JC IP24114BEQ IP24114CRP IP24114DMZ IP24114G4M
IP24114GRA IP24114J3A IP24114P27 IP24114RMV IP24114S75 IP24114TZX IP24114UWM IP24114WP3 IP24114WWG IP24114WXN IP24114XX5 IP24114YGD IP24114ZAZ IP241157DC IP241159EH IP241159QP IP24115B2F IP24115DEU IP24115DJX IP24115E32
IP24115F2N IP24115GTH IP24115J1P IP24115R57 IP24115SA2 IP24115V4F IP24115WW IP24115Y85 IP24115ZTF IP24115ZWB IP2411631X IP241166XB IP241166YU IP2411687W IP241168UG IP241169S5 IP24116B9T IP24116CGB IP24116D8R
IP24116E3Y IP24116FTJ IP24116G9N IP24116HDP IP24116HP9 IP24116M6H IP24116NE7 IP24116TCV IP24116TEM IP24116UZY IP24116VFY IP24116YEP IP24116ZWN IP241171BW IP241173JA IP241173NQ IP241176BP IP241178JJ IP24117B2 IP24117BWC
IP24117D8W IP24117EJR IP24117H18 IP24117HZJ IP24117J3R IP24117JEE IP24117NFX IP24117P7P IP24117PBS IP24117Q8R IP24117QNR IP24117R7F IP24117YRB IP24117ZDP IP241183CJ IP241185AS IP241185JX IP241187CM IP24118ASP IP24118B4P
IP24118B6E IP24118CB4 IP24118GNS IP24118HZA IP24118JBN IP24118M8Z IP24118NQ8 IP24118RZC IP24118T2Z IP24118XDH IP24118YH1 IP24118YVU IP2411964N IP241199Z5 IP24119B26 IP24119D2B IP24119D5A IP24119D87 IP24119DCG IP24119JPH
IP24119M8H IP24119MF9 IP24119MPJ IP24119PP8 IP24119S1A IP24119U4X IP24119UNN IP24119VZF IP24119X8Q IP24119YPY IP2411A148 IP2411A2DW IP2411A48Q IP2411A4Z IP2411A85D IP2411A8B8 IP2411AG7Z IP2411A9P9G IP2411A9P3 IP2411B3SS
IP2411B4JZ IP2411B4R7 IP2411B7YP IP2411B8QF IP2411B8UX IP2411BE5J IP2411BFX7 IP2411BG9A IP2411B150 IP2411BXA6 IP2411BY69 IP2411C22M IP2411C347 IP2411C5P7 IP2411C69U IP2411C89P IP2411CC21 IP2411CFD7 IP2411CH4 IP2411D2TV
IP2411D5W9 IP2411D89E IP2411D9M3E IP2411DN8V IP2411D7G IP2411DUD4 IP2411E1BF IP2411E4F7 IP2411E5YV IP2411E77R IP2411E7D IP2411EE2T IP2411EJQ8 IP2411EM27 IP2411EP3V IP2411E14 IP2411EXR6 IP2411F3AP IP2411F3W7 IP2411F5C8

IP2503846U	IP25038M7Q	IP25038MAN	IP25038KCU	IP25038MDS	IP25038MF4	IP25038MH	IP25038MNT	IP25038MND	IP25038MRV	IP25038MVS	IP25038N11	IP25038N34	IP25038NVY	IP25038NAF	IP25038NB5	IP25038NHV	IP25038NUA	IP25038P2H	IP25038PAC	
IP25038PTX	IP25038P8J	IP25038PFD	IP25038PGV	IP25038PRND	IP25038QPN	IP25038PTP	IP25038PVU	IP25038QH	IP25038QVY	IP25038RQF	IP25038RQQ	IP25038RQW	IP25038RQY	IP25038S7	IP25038T	IP25038V	IP25038VQY	IP25038VQZ	IP25038VPU	
IP25038REM	IP25038RF	IP25038RU	IP25038RYU	IP25038RGV	IP25038RH	IP25038RR	IP25038S2T	IP25038S3S	IP25038S45	IP25038S4C	IP25038S7B	IP25038S7D	IP25038SM	IP25038SQI	IP25038SR	IP25038SRT	IP25038SR	IP25038VUJ		
IP25038STW	IP25038SX4	IP25038S25	IP25038T10	IP25038T84	IP25038T8W	IP25038TM	IP25038TIR	IP25038ULX	IP25038US3H	IP25038UJ4	IP25038ULIJ	IP25038ULJU	IP25038UMLH	IP25038UUR	IP25038VUJ	IP25038VUJ	IP25038VU	IP25038VUJ	IP25038VU	
IP25038T2R	IP25038W	IP25038Y6X	IP25038YAH	IP25038YVJ	IP25038YAH	IP25038YVJ	IP25038YVY	IP25038VY	IP25038VY	IP25038S8T	IP25038S8I	IP25038S8I	IP25038VW	IP25038VW7	IP25038VW6	IP25038VW	IP25038VW	IP25038VW	IP25038VW	
IP25038X17	IP25038X2W	IP25038X8E	IP25038XFW	IP25038XJ4	IP25038XJ4	IP25038XJN	IP25038XPE	IP25038X9	IP25038X5Z	IP25038XTR	IP25038XVR	IP25038XV4	IP25038Y54	IP25038YV7	IP25038Y5A	IP25038YV7	IP25038YV	IP25038YV	IP25038YV	
IP25038Y6	IP25038Y7W	IP25038Z2X	IP25038Z7Z	IP25038ZAJ	IP25038ZB6	IP25038ZB7H	IP25038ZB1P	IP25038ZMU	IP25038ZMX	IP25038ZP9	IP250392EM	IP250392F	IP250392F	IP250392F	IP250392H	IP250392H	IP250392H	IP250392H	IP250392H	
IP250392H	IP250392T	IP250392B5	IP250392A6	IP250392DF	IP250392F	IP250392F	IP250392F	IP250392V	IP250392E	IP250392E5	IP250392E2	IP250392E5	IP250392E							
IP250394D1	IP250394E7	IP250394F8	IP250394G7	IP250394XW	IP250394AH	IP250394I7H	IP250394TJ	IP250394T1	IP250394V	IP250395AV	IP250395BZ	IP250395FV	IP250395MQ	IP250395NG	IP250395H	IP250396AE	IP250396F4	IP250396H1	IP250396IP	IP250396V
IP250396G	IP250396F	IP250396W	IP250396XW	IP250396YAH	IP250397B7	IP250397ED	IP250397GM	IP250397V4	IP250397V	IP250397T	IP250398T	IP250398V2	IP25039897	IP250398E9	IP250398RJ	IP250398G	IP250399JLZ	IP250399J1Z	IP250399J	IP250399J
IP250398P	IP250399ST	IP250399J4	IP250394P6	IP25039A92	IP25039A92	IP25039AMC	IP25039AR	IP25039AY	IP25039AV	IP25039B6	IP25039B7W	IP25039B	IP25039B6	IP25039B15	IP25039B3HS	IP25039B7K	IP25039B6	IP25039B6	IP25039B6	IP25039B6
IP25039C55	IP25039C77	IP25039CB	IP25039CAQ	IP25039C9U	IP25039CB	IP25039CB	IP25039C7V	IP25039C9J4	IP25039C9J	IP25039C9X3										
IP25039E12	IP25039EN9	IP25039ES1	IP25039ET	IP25039FTE	IP25039EV5	IP25039EV2	IP25039EV	IP25039EVZ	IP25039F1Q	IP25039F9A	IP25039FAN	IP25039FHU	IP25039FM1	IP25039FN	IP25039FW	IP25039G33	IP25039H4X	IP25039G6P	IP25039GCS	IP25039G9
IP25039E15	IP25039EV	IP25039EY	IP25039F8	IP25039F9X	IP25039G3U	IP25039G6X3	IP25039H1C	IP25039H9R	IP25039H9R	IP25039H9R	IP25039H1E									
IP25039F17	IP25039F8T	IP25039F9E7	IP25039F9AF	IP25039G3U1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	IP25039H1	
IP25039H17	IP25039H4T	IP25039H4U	IP25039H5W	IP25039H6P	IP25039I1T	IP25039I7	IP25039J10	IP25039J10	IP25039J10	IP25039J1										
IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039R47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	
IP25039N46	IP25039O46	IP25039P46	IP25039Q46	IP25039R46	IP25039S46	IP25039T46	IP25039U46	IP25039V46	IP25039W46	IP25039X46	IP25039Y46	IP25039Z46	IP25039A46	IP25039B46	IP25039C46	IP25039D46	IP25039E46	IP25039F46	IP25039G46	
IP25039U46	IP25039V46	IP25039W46	IP25039X46	IP25039Y46	IP25039Z46	IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	
IP25039V46	IP25039W46	IP25039X46	IP25039Y46	IP25039Z46	IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	
IP25039W46	IP25039X46	IP25039Y46	IP25039Z46	IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	
IP25039X46	IP25039Y46	IP25039Z46	IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	
IP25039Y46	IP25039Z46	IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	
IP25039Z46	IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	
IP25039A47	IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	
IP25039B47	IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	
IP25039C47	IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	
IP25039D47	IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	
IP25039E47	IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	
IP25039F47	IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	
IP25039G47	IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	
IP25039H47	IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	IP25039U47	
IP25039I47	IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	IP25039U47	IP25039V47	
IP25039J47	IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	
IP25039K47	IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	
IP25039L47	IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	
IP25039M47	IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP25039Z47	
IP25039N47	IP25039O47	IP25039P47	IP25039Q47	IP25039R47	IP25039S47	IP25039T47	IP25039U47	IP25039V47	IP25039W47	IP25039X47	IP25039Y47	IP2503								

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

基本情報技術者試験に係るも

